

中津市過疎地域持続的発展計画書

(案)

(令和 8 年度～令和 12 年度)

令和 8 年 3 月

大分県中津市

目 次

1 基本的な事項	5
(1) 中津市の概況	5
(2) 人口及び産業の推移と動向	7
(3) 行財政の状況	15
(4) 地域の持続的発展の基本方針	18
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	19
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	19
(7) 計画期間	20
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	20
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	21
(1) 移住・定住	21
(2) 地域間交流	22
(3) 人材育成	22
3 産業の振興	24
(1) 農業の振興	24
(2) 林業の振興	26
(3) 水産業の振興	28
(4) 商工業の振興	28
(5) 観光の振興	29
(6) 地場産業の振興	30
(7) 企業誘致対策	30
(8) 産業振興促進事項	31
4 地域における情報化	33
(1) 地域における情報化	33
5 交通施設の整備、交通手段の確保	34
(1) 交通施設の維持・整備	34
(2) 交通対策	34

6	生活環境の整備	36
(1)	防災	36
(2)	上下水道の維持・整備	37
(3)	消防	38
(4)	市営住宅の維持・整備	38
(5)	公園の維持・整備	39
(6)	ごみ処理施設の整備	39
(7)	し尿処理施設の長寿命化整備	39
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	41
(1)	こども・子育て支援の充実	41
(2)	高齢者福祉の充実	42
(3)	障がい者福祉の充実	43
8	医療の確保	44
(1)	医療の確保	44
9	教育の振興	46
(1)	学校教育	46
(2)	生涯学習とスポーツの振興	47
10	集落の整備	50
(1)	集落の整備	50
11	地域文化の振興等	51
(1)	地域文化の振興等	51
12	再生可能エネルギーの利用の推進	52
(1)	再生可能エネルギーの利用の推進	52
13	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	53
(1)	九州周防灘地域定住自立圏の取組み	53
	事業計画	55
☆	過疎地域持続的発展特別事業	65

(注意)

平成 17 年 3 月 1 日に市町村合併する以前の旧中津市を中津地域、旧三光村を三光地域、旧本耶馬溪町を本耶馬溪地域、旧耶馬溪町を耶馬溪地域、旧山国町を山国地域、旧下毛郡を過疎地域と表記する

1 基本的な事項

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「過疎法」という。）」第41条第3項の規定により過疎地域とみなされることを受けて、同法第8条第2項の規定に基づき本計画を定める。

中津市のうち、三光地域、本耶馬溪地域、耶馬溪地域、山国地域のエリアが過疎地域に指定された「一部過疎」地域である。

本市の概況は、次のとおりである。

(1) 中津市の概況

ア、自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

【自然的条件】

中津市は、九州の北東部で大分県の北西端に位置し、北東は瀬戸内海・周防灘に臨み、東は宇佐市、南西は玖珠郡及び日田市、北西は福岡県に接している。

一級河川の山国川が市域内を約56km貫流し、周防灘に注いでいる。河川の上中流部では、その大部分が耶馬日田英彦山国定公園に指定されており、その中でも名勝「耶馬溪」の指定を受けた景勝地が多く存在し、耶馬溪の紅葉に代表されるような自然景観が豊かな観光地となっている。

市域は、東西32.8km、南北30.0km、市の総面積は491.38k㎡あり、その内、過疎地域に指定されている三光地域、本耶馬溪地域、耶馬溪地域、山国地域の占める面積の割合が全体の約9割となっている。これらの地域は、山林・原野率が約9割の山間地域であるため、市全体においても、約8割を山林原野が占めている。

宅地、耕地は山国川の下流域である中津地域と三光地域に集中している。一方、山間地域においては、山国川の本流と支流に沿って開けたわずかな平地に小規模な集落と耕地が点在している。

気候は、本耶馬溪地域から中津地域までの中下流域においては、瀬戸内式型の気候区分で、年間降水量1,576mm（中津地域H27～R6：10年間の平均値）となっている。

一方、上流部の耶馬溪地域と山国地域は、九州山地型の気候区分であり、降水量は平野部に比べ多く、2,093mm（耶馬溪地域H27～R6：10年間の平均値）となっている。

【歴史的条件】

本市は、山国川上流部に山国地域、耶馬溪地域、中流部に本耶馬溪地域、下流部に三光地域、中津地域が位置する。藩政の時代より山国川上下流域は一体的な地域として、歴史的、文化的なつながりの強い地域であり、明治4年の廃藩置県で中津県、さらに小倉県、福岡県と遷り変わり、明治9年8月の府県廃合により、現在の県の大分県の管轄となった。その後、数度の変遷を繰り返し、明治21年の町村制に基づいた編成で1町25村となった。

以降大正、昭和を通じた合併により、昭和20年代後半～30年代前半に現在の市域の

基礎となる旧中津市、旧三光村、旧本耶馬溪町、旧耶馬溪町、旧山国町の区域が定まっている。

以上の経過をたどった後、平成 17 年 3 月 1 日に、中心となる中津市が他の 4 町村を編入する市町村合併が成立し、現在の中津市となっている。

【社会的、経済的条件】

交通機関については、主要なものとして中心部の中津地域を東西に走る JR 日豊本線があり、中津駅は特急電車の停車する主要駅となっている。また、幹線道路を路線バスが担い、コミュニティバスにより路線バスを補完している。その他にもタクシーが市内全域を営業エリアとしている。

主要道路は、国道 10 号及び 212 号、東九州自動車道、地域高規格道路中津日田道路（以下、中津日田道路という）がある。国道 10 号は県都大分市と福岡県・北九州市、本州方面に通じている。国道 212 号は、中津地域を起点に山国地域まで山国川に並走しており、市域を縦断していると同時に山国地域から先の日田市、阿蘇まで通じ、九州自動車道を介して九州の中心都市である福岡市へ繋がっている。

平成 28 年 4 月に東九州自動車道の椎田南 IC から豊前 IC が開通したことにより、北九州市～宮崎市が直結し、新たな循環型ネットワークを形成することで交通の利便性が大きく向上した。

また、重要港湾である中津港から日田市をつなぐ、延長約 55 km の中津日田道路は、中津港～青の洞門・羅漢寺 IC、本耶馬溪 IC～下郷交差点の区間が開通しており、中津 IC で東九州自動車道と繋がり、中津港を拠点とした高速交通ネットワークが構築されつつある。

これらのほか国道 213 号、県道中津高田線などにより、市内外への道路交通網が形成されている。

イ、過疎の状況

<現状>

日本が昭和 30 年代の高度成長期に入って以降、全国的に過疎問題が表面化し始めたため、昭和 45 年に「過疎地域対策緊急措置法」が施行され、これまでに 4 次にわたる過疎特別措置法の延長等により、55 年余にわたって過疎対策が進められてきた。

経済が成長するとともに、産業構造が変化し、中山間地域で従来基幹産業とされてきた第 1 次産業従事者は減少し、高度成長期の都市への労働力供給の役割を果たし続け、急激に都市へ人口が流出した結果、現在の過疎の状況となった。

本市においても、過疎地域の人口はこれまでの過疎法の基準年とされてきた地方から都市への転出のピーク時の昭和 35 年当時と比較して、半数以下となっている。

そのため、道路、上下水道をはじめとした生活環境の整備、産業施設の整備、観光レクリエーション施策の充実、高齢化社会への対応及び少子化に対する福祉施策、教育の充実など様々な施策を行い、本市においても一定の成果を上げてきた。

しかし、近年は日本全体が人口減少・少子高齢化に直面しており、特に過疎地域においては少子高齢化やこれに伴う地域コミュニティ維持対策など引き続いての対応が求められている。

<課題>

本市は、平成17年3月1日に旧中津市を中心に過疎4地域が合併し、同一市内で都市部と過疎地域が共存する新市となって21年が経過した。

本市は、山国川上下流域で繋がっており、山国川上中流域の山間部から山国川下流域周防灘沿岸部まで自然に恵まれた地域である。

海岸部の中津地域とそれに続く三光地域の平坦部は、農業生産集約、工業立地が進み、上中流部の本耶馬溪地域、耶馬溪地域、山国地域は、その9割を森林が占めており、市民が生活する上での水源涵養や国土保全等の多面的機能を保持し、多くの恵みをもたらしている。これらの自然を守り、育て、活かすために、引き続き自然共生型のまちづくりを進める必要がある。

ウ、社会経済的発展の方向性

本市は豊かな自然と歴史を持ち、一方で自動車関連企業をはじめ多くの企業の進出や増設が続き、モノづくり産業の拠点として多くの雇用を生み出しているまちでもある。そのため、地方都市で最大の懸念材料である人口減少を最小限に抑えており、また子育てしやすい環境を整備することで全国的にみても高い合計特殊出生率を維持している。

しかし、長期的には人口減少の傾向にあることは変わりなく、今後さらに人口が減少した場合においても、地域の活力やそこに暮らす人たちが安心して生活することができる仕組みづくりに引き続き取り組む必要がある。

そのため、将来のまちづくりの基軸となる中津市総合計画に掲げる将来都市像、施策の方針・方向性等を踏まえながら過疎地域の暮らしを守るための各種取組みを推進することとする。

(2) 人口及び産業の推移と動向

市全域の人口は、令和2年国勢調査で82,863人と、今回の過疎法での過疎地域の指定要件の人口減少率（長期）の基準となる昭和50年当時の82,169人から694人・0.8%増加している。一方、過疎地域の人口は、令和2年は12,812人で、昭和50年の23,058人から、10,246人・44.4%の減少となっている。過疎地域の中では、三光地域は昭和50年の5,502人に対し令和2年は5,040人で、462人・8.4%の減少であり、本耶馬溪地域は昭和50年の5,244人に対し令和2年は2,531人で、2,713人・51.7%の減少、耶馬溪地域は昭和50年の7,337人に対し令和2年は3,229人で、4,108人・56.0%の減少、山国地域は昭和50年の4,975人に対し令和2年は2,012人で、2,963人・59.6%の減少となっている。

ここ最近（H27～R7）の動向は、市全域では微減となっている。地域別にみると、中津地域においては微減、過疎地域合計では20.9%減少している。

また、過疎地域における人口減少幅は一様でなく、三光地域は 8.2%の減少、本耶馬溪地域は 25.3%の減少、耶馬溪地域は 28.8%の減少、山国地域は 29.3%の減少と地域により違いがある。

次に、令和 7 年 4 月 1 日時点での高齢化率を見ると、市全体で 31.4%、中津地域では 28.6%、過疎地域では 47.6%となっている。過疎地域の各地域別では、三光地域が 37.7%、本耶馬溪地域が 52.0%、耶馬溪地域が 54.7%、山国地域が 57.0%と人口の減少と同様の傾向を示し、本市の中心市街地となっている中津地域から遠くなるほど数値が高くなっている。

個別集落の状況をみると、過疎地域の集落数 290 のうち、高齢者の占める割合が 50%以上の集落は 197 集落あり、過疎地域全体の 60.3%である。

次に、就業人口は昭和 50 年当時、市全域では、第 1 次産業：24.5%、第 2 次産業：22.5%、第 3 次産業：46.6%であり、過疎地域では、第 1 次産業：37.8%、第 2 次産業：16.7%、第 3 次産業：24.8%であったが、令和 2 年では、市全域では、第 1 次産業：4.3%、第 2 次産業：34.2%、第 3 次産業：60.6%であり、過疎地域では、第 1 次産業：14.3%、第 2 次産業：29.5%、第 3 次産業：55.6%である。

過疎地域においても社会経済の変化等に伴い、第 2 次産業、第 3 次産業の就業者の割合が増加し、市全域と同様に推移している。

【参考】住民基本台帳による過疎地域における人口・世帯・集落の状況

(令和7年4月1日現在)

地域(旧市町村)		三光	本耶馬溪	耶馬溪	山国	合計	
世帯数		2,231	1,226	1,552	931	5,940	
人口		4,862	2,275	2,967	1,811	11,915	
年少人口 (0~14歳)	人口	637	170	150	114	1,071	
	構成比	13.1%	7.5%	5.1%	6.3%	9.0%	
生産年齢人口 (15~64歳)	人口	2,392	922	1,194	664	5,172	
	構成比	49.2%	40.5%	40.2%	36.7%	43.4%	
老年人口 (65歳以上)	人口	1,833	1,183	1,623	1,033	5,672	
	構成比 高齢化率	37.7%	52.0%	54.7%	57.0%	47.6%	
高齢化集落基準 (70歳以上)	人口	1,421	957	1,309	830	4,517	
	構成比	29.2%	42.1%	44.1%	45.8%	37.9%	
集落の 高齢化 の 状況	高齢化集落 (数)	65歳基準	2	82	58	55	197
		70歳基準	0	55	38	33	126
	高齢者 単身世帯	数	527	440	500	327	1,794
		構成比	23.6%	35.9%	32.2%	35.1%	30.2%
	高齢者だけ の世帯	数	941	685	830	531	2,987
		構成比	42.2%	55.9%	53.5%	57.0%	50.3%

※高齢化集落・・・大分県での高齢化集落の基準は、高齢者の占める割合が50%以上の集落

※表中の「高齢者」は65歳以上

表1-1(1)ア(過疎地域)国勢調査での過疎地域における階層別人口推移

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 33,797	% △ 13.2	人 29,340	% △ 12.1	人 25,801	% △ 10.6	人 23,058	% △ 10.6
0歳～14歳	12,093	△ 23.2	9,282	△ 27.2	6,758	△ 27.6	4,896	△ 27.6
15歳～64歳	18,843	△ 10.0	16,954	△ 7.0	15,770	△ 7.1	14,655	△ 7.1
うち15～29歳(a)	6,518	△ 23.6	4,980	△ 14.0	4,284	△ 9.0	3,897	△ 9.0
65歳以上(b)	2,861	8.5	3,104	5.4	3,273	7.1	3,507	7.1
年齢不詳	-	-	-	-	-	-	-	-
(a)/総数 若年者比率	% 19.3	% 17.0	% -	% 16.6	% -	% 16.9	% -	% -
(b)/総数 高齢者比率	% 8.5	% 10.6	% -	% 12.7	% -	% 15.2	% -	% -

区分	昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 22,022	% △ 4.5	人 21,476	% △ 2.5	人 20,577	% △ 4.2	人 19,564	% △ 4.9
0～14歳	4,061	△ 17.1	3,817	△ 6.0	3,590	△ 5.9	3,203	△ 10.8
15～64歳	14,042	△ 4.2	13,498	△ 3.9	12,330	△ 8.7	11,041	△ 10.5
うち15～29歳(a)	3,654	△ 6.2	3,384	△ 7.4	2,761	△ 18.4	2,438	△ 11.7
65歳以上(b)	3,919	11.7	4,161	6.2	4,657	11.9	5,320	14.2
年齢不詳	-	-	-	-	-	-	-	-
(a)/総数 若年者比率	% 16.6	% -	% 15.8	% -	% 13.4	% -	% 12.5	% -
(b)/総数 高齢者比率	% 17.8	% -	% 19.4	% -	% 22.6	% -	% 27.2	% -

区分	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 18,534	% △ 5.3	人 17,334	% △ 6.5	人 15,532	% △ 10.4	人 14,173	% △ 8.7	人 12,812	% △ 9.6
0～14歳	2,689	△ 16.0	2,143	△ 20.3	1,562	△ 27.1	1,368	△ 12.4	1,233	△ 9.9
15～64歳	10,026	△ 9.2	9,217	△ 8.1	8,219	△ 10.8	6,995	△ 14.9	5,846	△ 16.4
うち15～29歳(a)	2,251	△ 7.7	2,100	△ 6.7	1,691	△ 19.5	1,337	△ 20.9	976	△ 27.0
65歳以上(b)	5,808	9.2	5,974	2.9	5,751	△ 3.7	5,808	1.0	5,733	△ 1.3
年齢不詳	-	-	-	-	-	-	2	-	0	-
(a)/総数 若年者比率	% 12.1	% -	% 12.1	% -	% 10.9	% -	% 9.4	% -	% 7.6	% -
(b)/総数 高齢者比率	% 31.3	% -	% 34.5	% -	% 37.0	% -	% 41.0	% -	% 44.7	% -

表 1-1 (1) イ (市全体) 国勢調査での中津市全域における階層別人口推移

区分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 95,464	人 87,711	% △ 8.1	人 83,262	% △ 5.1	人 82,169	% △ 1.3
0～14歳	30,642	23,919	△ 21.9	19,899	△ 16.8	18,579	△ 6.6
15～64歳	57,796	55,912	△ 3.3	54,581	△ 2.4	53,508	△ 2.0
うち15～29歳(a)	22,255	19,992	△ 10.2	18,486	△ 7.5	16,826	△ 9.0
65歳以上(b)	7,026	7,880	12.2	8,782	11.4	10,081	14.8
年齢不詳	-	-	-	-	-	1	-
(a)/総数 若年者比率	% 23.3	% 22.8	-	% 22.2	-	% 20.5	-
(b)/総数 高齢者比率	% 7.4	% 9.0	-	% 10.5	-	% 12.3	-

区分	昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 85,963	% 4.6	人 87,736	% 2.1	人 86,965	% △ 0.9	人 86,679	% △ 0.3
0～14歳	19,124	2.9	18,732	△ 2.0	16,817	△ 10.2	15,344	△ 8.8
15～64歳	55,031	2.8	56,071	1.9	55,459	△ 1.1	54,623	△ 1.5
うち15～29歳(a)	15,863	△ 5.7	15,268	△ 3.8	14,630	△ 4.2	14,483	△ 1.0
65歳以上(b)	11,794	17.0	12,916	9.5	14,659	13.5	16,707	14.0
年齢不詳	14	-	17	-	30	-	5	-
(a)/総数 若年者比率	% 18.5	-	% 17.4	-	% 16.8	-	% 16.7	-
(b)/総数 高齢者比率	% 13.7	-	% 14.7	-	% 16.9	-	% 19.3	-

区分	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率								
総数	人 85,617	% △ 1.2	人 84,368	% △ 1.5	人 84,312	% △ 0.1	人 83,965	% △ 0.4	人 82,863	% △ 1.3
0～14歳	13,584	△ 11.5	12,359	△ 9.0	11,841	△ 4.2	11,579	△ 2.2	10,962	△ 5.3
15～64歳	52,657	△ 3.6	51,677	△ 1.9	50,882	△ 1.5	47,871	△ 5.9	45,200	△ 5.6
うち15～29歳(a)	13,759	△ 5.0	12,824	△ 6.8	12,048	△ 6.1	11,013	△ 8.6	10,391	△ 5.6
65歳以上(b)	18,764	12.3	20,319	8.3	21,471	5.7	23,572	9.8	24,828	5.3
年齢不詳	612	-	13	-	118	-	943	-	1,873	-
(a)/総数 若年者比率	% 16.1	-	% 15.2	-	% 14.3	-	% 13.1	-	% 12.5	-
(b)/総数 高齢者比率	% 21.9	-	% 24.1	-	% 25.5	-	% 28.1	-	% 30.0	-

【参考】（過疎地域）住民基本台帳による男女別人口推移

区分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	人	-	人	-	%	人	-	%
	19,529		18,404		△ 5.8	16,967		△ 7.8
男		%		%			%	
	9,141	46.8	8,590	46.7	△ 6.0	7,888	46.5	△ 8.2
女		%		%			%	
	10,388	53.2	9,814	53.3	△ 5.5	9,079	53.5	△ 7.5

区分	平成26年3月31日			平成27年3月31日			令和2年3月31日			令和7年3月31日		
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	人	-	%	人	-	%	人	-	%	人	-	%
	15,517		△ 8.5	15,070		△ 2.9	13,538		△ 10.2	11,915		△ 12.0
男	人	%	%	人	%	%	人	%	%	人	%	%
	7,256	46.8	△ 8.0	7,036	46.7	△ 3.0	6,373	47.1	△ 9.4	5,644	47.4	△ 11.4
女	人	%	%	人	%	%	人	%	%	人	%	%
	8,261	53.2	△ 9.0	8,034	53.3	△ 2.7	7,165	52.9	△ 10.8	6,271	52.6	△ 12.5
外国人住民	人	%		人	%	%	人	%	%	人	%	%
男	12	22.6	-	11	22.9	△ 8.3	25	35.2	127.3	37	40.2	48.0
外国人住民	人	%		人	%	%	人	%	%	人	%	%
女	41	77.4	-	37	77.1	△ 9.8	46	64.8	24.3	55	59.8	19.6

【参考】（市全体）住民基本台帳による中津市全域における男女別人口推移

区分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	人	-	人	-	%	人	-	%
	86,492		85,856		△ 0.7	85,897		0.0
男		%		%			%	
	40,416	46.7	40,425	47.1	0.0	40,669	47.3	0.6
女		%		%			%	
	46,076	53.3	45,431	52.9	△ 1.4	45,228	52.7	△ 0.4

区分	平成26年3月31日			平成27年3月31日			令和2年3月31日			令和7年3月31日		
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	人	-	%	人	-	%	人	-	%	人	-	%
	85,407		△ 0.6	85,071		△ 0.4	83,852		△ 1.4	81,138		△ 3.2
男	人	%	%	人	%	%	人	%	%	人	%	%
	40,748	47.7	0.2	40,622	47.8	△ 0.3	40,662	48.5	0.1	39,814	49.1	△ 2.1
女	人	%	%	人	%	%	人	%	%	人	%	%
	44,659	52.3	△ 1.3	44,449	52.2	△ 0.5	43,190	51.5	△ 2.8	41,324	50.9	△ 4.3
外国人住民	人	%		人	%	%	人	%	%	人	%	%
男	256	42.7	-	345	49.7	34.8	1040	63.3	201.4	1,799	66.1	73.0
外国人住民	人	%		人	%	%	人	%	%	人	%	%
女	344	57.3	-	349	50.3	1.5	602	36.7	72.5	921	33.9	53.0

表 1 - 1 (1) ウ (過疎地域) 国勢調査での過疎地域における産業別人口の推移

	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 16,477	人 12,140	% △26.3	人 10,485	% △13.6	人 8,390	% △20.0	人 6,770	% △19.3	人 6,050	% △10.6
第1次産業 就業人口比率	% 62.2	% 37.8	-	% 21.9	-	% 19.5	-	% 16.6	-	% 14.3	-
第2次産業 就業人口比率	% 13.9	% 16.7	-	% 28.0	-	% 29.6	-	% 29.3	-	% 29.5	-
第3次産業 就業人口比率	% 22.3	% 24.8	-	% 30.6	-	% 50.6	-	% 54.1	-	% 55.6	-

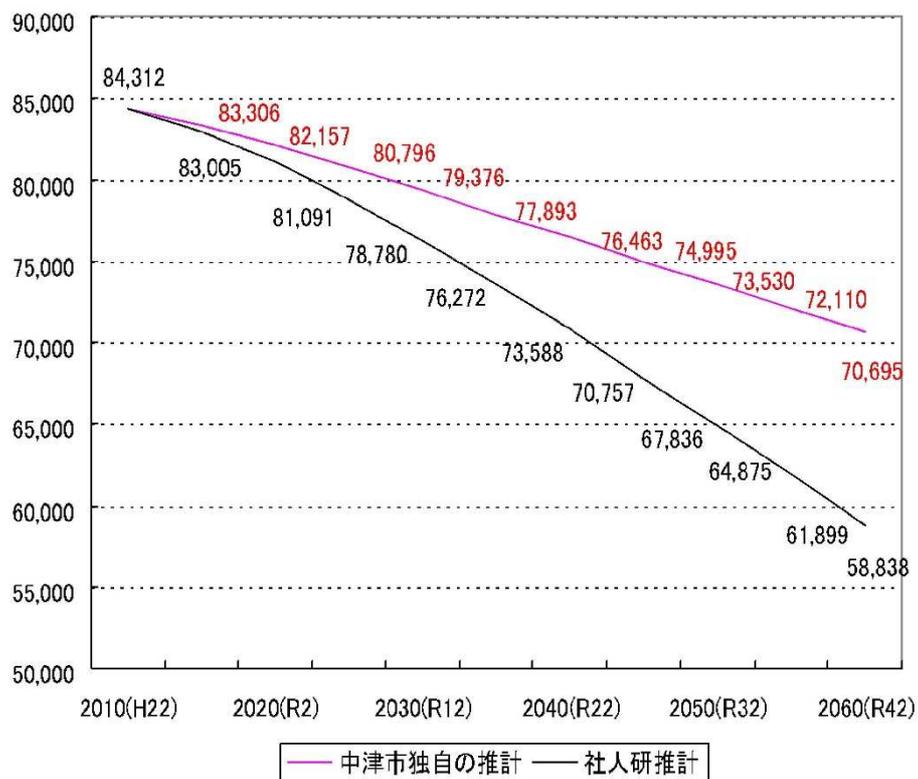
表 1 - 1 (1) エ (市全体) 国勢調査での中津市全域における産業別人口の推移

	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 43,127	人 39,949	% △7.5	人 41,282	% △13.6	人 40,273	% △2.4	人 38,380	% △4.7	人 37,890	% △1.3
第1次産業 就業人口比率	% 43.9	% 24.5	-	% 12.2	-	% 7.7	-	% 5.4	-	% 4.3	-
第2次産業 就業人口比率	% 18.9	% 22.5	-	% 30.9	-	% 31.1	-	% 33.5	-	% 34.2	-
第3次産業 就業人口比率	% 36.6	% 46.6	-	% 51.9	-	% 59.8	-	% 61.0	-	% 60.6	-

表1-1 (2) 人口の見通し

※『中津市版まち・ひと・しごと創生人口ビジョン』より

中津市の将来人口推計（中津市独自の推計）（施策の効果が表れた際の人口）



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成25年3月推計）」

（注1）

出生数や死亡数、生残率、純移動率などについては、社人研の推計を使用。

(3) 行財政の状況

○行財政の状況

本市は平成 17 年 3 月に 1 市 3 町 1 村が合併し、新しい中津市として歩み始めた。合併後の行政運営は、旧町村ごとに総合支所を配置し、地域振興と行政サービスの提供を行っている。また、平成 29 年 4 月からは、第五次中津市総合計画「なかつ安心・元気・未来プラン 2017」に基づき、住民の暮らし満足を向上させるまちづくりを進めている。

財政面では、市町村合併以降、行財政の効率化と基盤強化を図り、積極的な企業誘致に取り組んできたことにより、税収は増加傾向にあるが、依然として歳入に占める地方交付税の割合が大きくなっている。歳出においては、人件費や扶助費等の義務的経費の割合が大きく、少子高齢化の進展に伴う社会保障関係費が増加し、財政の硬直化を示す経常収支比率が 90%を超えている。

○今後の行財政運営

少子高齢化・人口減少局面にあって、今後の社会保障関係費の増加や、公共施設の老朽化対策にかかる費用が増加することが想定される。そのため「中津市行政サービス高度化プラン 2022」、「中津市公共施設管理プラン」をもとに、安定・持続可能な行財政運営を行うとともに、必要不可欠な行政サービスを提供していく。

表1-2(1) (合併前) 市町村財政の状況

単位：千円

区分	平成12年度			
	旧三光村分	旧本耶馬溪町分	旧耶馬溪町分	旧山国町分
歳入総額 A	3,468,066	3,055,594	3,921,250	4,593,082
一般財源	2,215,366	2,085,319	2,699,246	2,276,844
国庫支出金	219,909	90,690	170,768	395,941
都道府県支出金	235,433	278,909	461,932	378,783
地方債	478,650	358,400	167,300	638,000
うち過疎債	339,800	109,800	48,900	171,400
その他	318,708	242,276	422,004	903,514
歳出総額 B	3,313,087	2,964,695	3,509,217	4,383,286
義務的経費	1,250,918	1,100,766	1,307,234	1,575,877
投資的経費	1,000,678	769,820	969,760	1,351,466
うち普通建設事業	994,453	760,194	963,648	1,320,817
その他	1,061,491	1,094,109	1,232,223	1,455,943
過疎対策事業費	1,637,821	872,327	1,443,244	1,633,698
歳入歳出差引額 C (A-B)	154,979	90,899	412,033	209,796
翌年度へ繰越すべき財源 D	12,575	11,440	213,146	34,796
実質収支 C-D	142,404	79,459	198,887	175,000
財政力指数	0.247	0.143	0.185	0.098
公債費負担比率	21.5	15.7	10.6	29.9
起債制限比率	8.5	5.9	3.9	3.6
経常収支比率	78.5	76.9	72.9	78.3
地方債現在高	4,322,768	3,151,868	2,218,914	5,760,277

表1-2(1) (合併後) 合併後の財政状況について

単位：千円

区分	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和2
歳入総額 A	39,539,810	38,715,549	35,682,097	43,053,598	53,059,773
一般財源	24,326,941	22,278,845	22,594,829	24,687,402	23,054,734
国庫支出金	4,772,448	5,526,119	4,412,615	6,458,849	17,148,078
都道府県支出金	2,523,820	1,990,672	2,256,934	2,967,477	3,317,194
地方債	3,947,850	5,154,800	2,771,897	4,691,416	4,451,659
うち過疎債	669,900	435,000	415,300	478,600	995,800
その他	3,968,751	3,765,113	3,645,822	4,248,454	5,088,108
歳出総額 B	37,824,767	37,424,236	34,418,891	41,257,213	51,470,586
義務的経費	16,198,713	18,766,689	19,310,121	22,241,721	22,858,719
投資的経費	10,615,534	8,196,153	5,013,452	6,690,432	5,327,548
うち普通建設事業	10,554,334	7,991,446	4,928,820	6,593,226	5,103,391
その他	11,010,520	10,461,394	10,095,318	12,325,060	23,284,319
過疎対策事業費	5,587,090	435,000	304,012	408,400	1,637,152
歳入歳出差引額 C (A-B)	1,715,043	1,291,313	1,263,206	1,796,385	1,589,187
翌年度へ繰越すべき財源 D	831,036	507,232	462,308	288,118	377,977
実質収支 C-D	884,007	784,081	800,898	1,508,267	1,211,210
財政力指数	-	0.448	0.517	0.504	0.510
公債費負担比率	-	14.3	18.4	18.6	17.5
起債制限比率	-	9.1	9.2	6.1	6.2
経常収支比率	-	93.17	94.14	94.50	96.70
地方債現在高	37,290,814	43,766,646	42,860,127	44,776,245	40,312,447

表 1 - 2 (2) (過疎地域) 過疎地域における主要施設等の整備状況

区分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和2年度末
市町村道					
改良率 (%)	42.6	69.1	73.2	77.4	78.7
舗装率 (%)	65.5	87.6	92.3	94.1	94.5
耕地1ha当たり農道延長 (m)	62.5	68.7	72.9	-	-
農道の実延長 (m)	-	-	-	183,478	189,105
林野1ha当たり林道延長 (m)	11.7	10.7	13.6	-	-
林道の実延長 (m)	-	-	-	233,861.1	229,780.51
水道普及率 (%)	25.9	27.0	34.2	90.5	84.7
水洗化率 (%)	0.0	0.0	16.9	70.28	78.65
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	-	2.4	4.6	-	8.4

表 1 - 2 (2) (市全体) 中津市全域における主要公共施設の整備状況

区分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和2年度末
市町村道					
改良率 (%)	41.1	62.0	66.5	72.1	75.1
舗装率 (%)	60.0	84.6	90.7	92.7	93.7
耕地1ha当たり農道延長 (m)	70.1	38.9	72.2	91.6	98.5
農道の実延長 (m)	-	-	-	369,241	376,238
林野1ha当たり林道延長 (m)	11.7	10.7	13.6	6.1	-
林道の実延長 (m)	-	-	-	-	229,780.51
水道普及率 (%)	58.7	64.6	71.5	87	92.6
水洗化率 (%)	0.0	4.0	34.8	51.2	67.8
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	-	24.5	21.5	-	18.6

(4) 地域の持続的発展の基本方針

<計画の趣旨>

本市の「過疎地域持続的発展計画」は「中津市国土強靱化地域計画」及び「中津市総合計画」を上位計画とし、他の関連する計画と連携、整合性を図りつつ、本地域の持続的発展を図っていくものとする。

また、「中津市総合計画」の中期的なアクションプランとしての位置づけとなる「中津市版まち・ひと・しごと創生総合戦略」との整合性も図るものとする。

<方針>

本地域の持続的発展の基本的な方向性については「中津市総合計画」に示す基本目標やまちづくりの理念を念頭に置き、それぞれの地域の特性に配慮したきめ細やかな対応や、地域間連携をより高める施策を展開することで市域全体の一体的な振興を図ることとする。このため、以下のような施策・取組み姿勢を基に各種事業を展開する。

○安心づくり

市民が将来にわたり安心して中津市で暮らしていくために必要な医療・福祉施策、消防・防災関連施策のほか、地域コミュニティの維持や人権施策に取り組む。

○元気づくり

暮らしの基盤となる雇用の確保や第一次産業の振興に関する施策のほか、観光振興や移住促進など市外から人を呼び込む施策、さらには文化・スポーツの推進に関する施策に取り組む。

○未来づくり

子どもの教育や生涯学習など、中津市の未来を担う人材育成のための施策や環境の保全、社会インフラの整備・維持に取り組む。

○参加・連携・結集

安心・元気・未来づくりの各分野における施策を進めるにあたって、重要な手段となる対話の推進や、施策効果を高めるために必要なあらゆる主体との連携を推進する。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

○人口に関する目標【中津市全体目標】

※中津市版まち・ひと・しごと創生総合戦略より

	当初の現状値 (H30)	現状値 (R7)	目標値 (R12)
社会増を維持	28.8人増 ※H26～30年の 5年平均	77.6人増 ※R2～R6年の5年平 均	社会増を維持
生産年齢人口	46,310人 ※大分県人口推計	45,338人 ※大分県人口推計	約4.5万人
人口	84,184人 ※住民基本台帳	81,138人 ※住民基本台帳	79,376人 ※人口ビジョン

※参考

国立社会保障・人口問題研究所による人口推計	(R7) 81,159人	(R12) 79,075人
-----------------------	--------------	---------------

○財政力に関する目標【中津市全体目標】

中津市行政サービス高度化プラン 2022 で示す基本目標を本計画の目標値とする。

※参考 中津市行政サービス高度化プラン 2022

	当初の現状値	現状値	目標値
基金の確保	財政調整用基金 46.9億円 公共施設等整備基金 4.4億円 (R3年度末)	財政調整用基金 52.6億円 公共施設等整備基金 13.1億円 (R6年度末)	財政調整用基金 30億円確保 公共施設等整備基金 7億円確保 (R8年度末)
市債残高の抑制	市債残高約396億円 (R3年度末)	市債残高約381億円 (R6年度末)	市債残高400億円以 下(R8年度末)

○その他

SDGs (Sustainable Development Goals - 持続可能な開発目標) の理念は、市政推進の基本理念と方向性を同じくするものである。各施策の推進に際しては、SDGs の 17 のゴール・169 のターゲットに資するように、実施手法等を考慮する。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

達成状況の評価については、「中津市総合計画検証会議」において毎年実施する「中津市総合計画」の効果検証を本計画の評価とする。

(7) 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5か年とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本市の公共施設等総合管理計画である「中津市公共施設管理プラン」に示す基本方針は以下のとおり。

公共施設等の老朽化対策は、全国の多くの地方公共団体と同様に、本市においても深刻な課題となっている。そのため、未来を担う次の世代に負担をかけないためにも、選択と集中によってよりよい資産を残し、着実に公共施設等のマネジメントを推進していく必要がある。

また、公共施設等のマネジメントにおいては、施設総量を減らすことだけに注目されることが多いが、中津市総合計画で掲げる施策を実現するための礎として、市民と対話しながら取り組んでいく必要がある。

そこで、本市における公共施設等のマネジメントは、以下を基本指針として推進していく。

暮らし満足 No. 1 のまち「中津」を未来の子どもたちへ

本市の公共施設等を取り巻く状況や課題を踏まえ、多様化する市民ニーズに対応した持続可能な行政サービスを提供していくために、以下の3つの実施方針のもとに公共施設等のマネジメントを推進する。

①総量の抑制	<ul style="list-style-type: none">・類似機能の集約化・他機能への転用・機能の複合化（多機能化）・必要最小限の更新（減築）・民間事業者への売却や利用者への譲渡・廃止や解体
②長寿命化	<ul style="list-style-type: none">・点検及び診断等の適切な実施・日常点検の充実・計画的な予防保全の実施・耐震化の実施と安全確保
③効率的な運営	<ul style="list-style-type: none">・民間活力の活用（PPP/PFI 等）・維持管理経費の削減・新技術の積極的な導入・他団体施設の相互利用・遊休財産の売却や貸付・受益者負担（使用料の見直し）

上記に示す「中津市公共施設管理プラン」に基づいて、本計画を策定した。

なお、本計画に記載された全ての公共施設等の整備については、「中津市公共施設管理プラン」と適合する。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

少子高齢化が進む中においては、その地域で活躍する「ひと」を育て、関係者間における緊密な連携及び協力体制を確保することが重要であり、引き続き移住・定住対策、地域間交流の促進、人材育成の推進が必要となる。地域に人が住み続けることで、次世代の人材が育ち、さらに地域間交流の促進により他地域の力も借りながら、地域の持続的発展に繋げていく。

そのため、就業の場の確保や、移住・定住支援に取り組むとともに、友好都市との交流、大学生のフィールドワーク、体験型観光等により、交流人口の増加を図る取組みを進める。また、生まれ育った地域に誇りを持ち活躍できる人材育成を推進する。

(1) 移住・定住

〈現況と問題点〉

過疎地域では人口が漸減し、集落の維持自体が困難になってきており、今後は担い手を他地域から呼び込むことも求められている。一方、他地域からの移住者に対しては、移住前から地域とのマッチングから移住後までの継続したサポートが必要となっている。

また、移住者からのニーズが高い移住希望者用の空き家については、空き家バンク制度の周知により空き家の登録や利活用する方の登録件数は増加している。しかしながら過疎化や所有者不明土地により空き家そのものの数は増え続けている。多様なニーズに対応できるよう、空き家ストックの確保の必要性がある。

〈その対策〉

移住については、本市東京事務所や大分県東京事務所・大阪事務所・福岡事務所、(公社)ふるさと回帰・移住交流推進機構、福岡市内の dot. (※)、市内高等学校の関東同窓会などと連携し、大都市圏への情報発信力を強化することで UIJ ターンの呼び込みを図る。

また、空き家の実態調査による活用可能な物件の掘り起し等の既存空き家の登録促進により、空き家バンク登録物件の確保を図るとともに、登録物件への住宅改修に対しての支援を継続して行う。

定住については、移住者と地域住民をより強固に結び付けることを目的として構築された、地域住民と行政、関係機関等が一体となった移住支援体制により、移住前から移住後まで、様々な場面で細やかなサポートを行っていく。また、地域おこし協力隊制度の活用と協力隊員の任期後の定住化に向けた支援を行うとともに、企業誘致や起業支援による雇用機会の創出も図る。

※dot. : 福岡市内にある大分県内への就職・移住支援を行う大分県が設置した拠点施設

(2) 地域間交流

〈現況と問題点〉

本市は、豊前海にそそぐ山国川とその流域に、自然環境に恵まれた山村・田園集落と歴史情緒豊かな景観、先人たちが遺した貴重な文化遺産、食文化などが今も数多く息づいている。

また、本市では福岡県太宰府市や台湾の台中市と友好交流協定を締結し、交流事業を行っている。さらに大学連携として、スポーツ合宿、フィールドワーク等の場としての活用を推進することで県内外の大学と様々な分野において交流を深めているところである。

これらの要素を産業・観光・福祉・文化・教育等様々な分野で活かすことが、地域の活性化・持続的発展には不可欠である。

〈その対策〉

農家民泊などの宿泊・体験型観光の推進などを通して、観光資源の魅力向上を図ることで、都市部からの誘客拡大につなげる。

さらには、おおいた地域連携プラットフォームをはじめ友好都市や大学連携、スポーツ合宿等を通じて他地域と地域住民との交流を深化することで、地域の活性化を図っていく。また、地域が主体となって行う地域活性化の取り組みに対して支援を行う。

(3) 人材育成

〈現況と問題点〉

人口減少や少子高齢化が進むことで過疎地域では担い手不足により、コミュニティ活動の継続が困難となってきている。

このような状況の中にあっても、学びにおいては、地域住民や様々な団体が学校の教育活動をサポートする学校支援活動が行われており、こうした地域住民との交流により、子どもたちのふるさとへの愛着が育まれることで、将来地域社会の一員として地域で活躍できるような下地となっている。また、生涯学習活動や地域課題解決への取り組みなど、市民の学びに対するニーズは高まるとともに多様化しているため、今後も公民館活動等の継続と、老朽化した社会教育施設の更新や複合化等、地域における学びの場の維持・整備も継続する必要がある。

さらに、地域で育まれた文化を理解し継承していく後継者対策も継続して行っていく必要がある。

〈その対策〉

コミュニティ活動の継続には「地域おこし協力隊」(※)や「田舎困りごとサポーター」(※)などを活用した人的支援も含め、それぞれの地域の課題に応じた取り組みに対する包括的な支援を行う。

また、過疎地域における高等学校通学費や生徒の全国募集を行う大分県立中津南高等学

校耶馬溪校への支援など地域特有の課題への対応や地域内の学校との連携、地域学習や公民館活動等への支援を様々な手法により継続する。さらに、地域活動の拠点施設を計画的に長寿命化・複合化等を行うことで地域のコミュニティ活動及び地域に根ざした学習活動の推進・継続を図ると同時に伝統芸能等の伝承を行っている子ども教室等への支援を継続することで、後継者育成も図っていく。

「学びの里なかつ推進宣言条例」に基づいた「学び」の機会を提供し、担い手の確保を図る。

※「地域おこし協力隊」事業：都市地域から過疎地域に移住して、地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組み。

※「田舎困りごとサポーター」事業：各支所に人員を配置し、管内を巡回して住民の困りごとなどの相談を受け、住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援するとともに、同地域への移住定住を推進することを目的とする取組み。

— 公共施設等総合管理計画との整合 —

○文化施設

老朽化等により大規模修繕等が必要になった場合は、施設機能の必要性や他の公共施設の活用等を幅広く検討し、公共施設として更新する場合であっても、財政負担の抑制を徹底する。

○公民館

老朽化等により更新が必要になった場合は、「中津市地域防災計画」に沿いながら、防災機能の確保について十分に配慮するとともに、多世代交流の促進等の観点と施設総量圧縮の観点から、他の公共施設との複合化を検討する。

地区公民館は、地域の特性や近隣の類似機能の集積等を勘案しながら、自治会等への譲渡等の取組みを検討する。

上記の事業計画は「中津市公共施設管理プラン」の基本方針に基づき実施する。

3 産業の振興

過疎地域は豊かな自然に恵まれ、この自然環境を活かした1次産業をはじめとする産業の振興は本市の目指す「元気づくり」に欠かせないものであるが、人口減少・高齢化が進む中で、各産業でも担い手の確保は重要な課題となっている。

1次産業の経営基盤の強化を図る施策のほか、日本遺産（※）をはじめとする豊かな自然を活かした観光資源の魅力向上や地域にある資源を活用した商品開発の促進など、さまざまな施策を展開し、事業の継続や新規就業をサポートするとともに、地域における就業の場の確保に繋げていく。

※日本遺産：地域の歴史的魅力や特色を通じて、日本の文化・伝統を語るストーリーを認定する文化庁の取組み。

(1) 農業の振興

〈現況と問題点〉

過疎地域の農地は、比較的耕作条件の整っている平坦部と中山間地とで状況が異なる。

平坦部の農業については、農業法人組織や営農組合組織による米や麦・大豆などの基幹作物を中心とした集団化が進み、農地中間管理機構を活用し、農地の集約・集積を進め土地利用型の効率的な経営が推進されている。

従事者の年齢構成を見ると、若年層の従事者は少なく、65歳以上が約7割を占める状況となっている。農業法人等の組織間連携を進め、更なる農地の集約・集約化の推進、後継者の育成など、今後の対策が急がれる。

また、耕作を支える労働力は今後減少することが予測され、農地の荒廃による多面的機能の低下が懸念される。

中山間地域の農業について、過疎化や高齢化の急速な進行による担い手不足が喫緊の課題となっている。これらに加えて、平坦部の農地に比べて法面が高く草刈りに労力が割かれ、危険が伴う作業も多く、圃場が狭く効率が悪い、収益性が乏しいなどの事情により農地が遊休農地となりやすい状況にある。

表 2-1 農家戸数(販売農家) (2020 農林業センサス)

単位：戸

	中津	三光	本耶馬溪	耶馬溪	山国	計
総農家数	1,116	348	319	562	365	2,710
販売農家数	554	222	168	291	203	1,438

表 2-2 農業の従事者数状況 (2020 農林業センサス)

単位：人

項 目		合計	55歳未満	55 ~64歳	65歳以上
中津	就業者数	707	109	116	482
	構成比	100.0%	15.4%	16.4%	68.2%
三光	就業者数	276	41	64	171
	構成比	100.0%	14.9%	23.2%	62.0%
本耶馬溪	就業者数	148	11	20	117
	構成比	100.0%	7.4%	13.5%	79.1%
耶馬溪	就業者数	318	47	75	196
	構成比	100.0%	14.8%	23.6%	61.6%
山国	就業者数	194	12	35	147
	構成比	100.0%	6.2%	18.0%	75.8%
合計	就業者数	1,643	220	310	1,113
	構成比	100.0%	13.4%	18.9%	67.7%

<その対策>

平坦部の対策としては、営農組合の法人間の連携をはじめ、中津市地域農業経営サポート機構(※)を設置し、農地のさらなる集積・集約化を進めることで、経営基盤が安定するような中核農家の育成を図る。

また、基幹作物の畑地化の推進や規模拡大による効率的経営推進に加え、施設園芸作物の組み合わせによる高収益の農業経営の確立を支援し、中山間地域の少量多品目の農産物を都市と直結して販売する取組みを推進することで、所得の向上を図る。

次に、中山間地の農業であるが、高齢化等を勘案するとその対策は非常に厳しいものがあるしかしながら、国土、自然景観の保全を図る必要性からも、可能な範囲で現在の認定農業者や地域計画に位置づけられた農家を核にした農地の集約化を図っていく。これと並行し、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金等の事業を活用し、高齢者・小規模農家が可能な限り農業を続けていけるよう地域組織の支援を行う。また、農業公社の活動範囲を広げ、農作業受託の体制を整備することにより、農地の保全に努めてい

く。さらには、農業生産法人やまくにの人員体制や設備環境の充実を図り担い手確保と農地集約を進め、遊休農地の増加を防ぐとともに規模拡大による効率的な農業経営を目指す。

さらに、平坦部・中山間地域を問わず、新規就農者確保・育成のための各種事業を積極的に実施し担い手の育成確保及び農作業の効率化を図るため農地の大区画化に努める。

また、農作物へのイノシシ、シカ等の被害があることから、農地等への侵入防護柵の設置事業や個体数を減少させるための捕獲事業により、有害鳥獣の被害対策を行う。

農地の集約や地域農業をサポートし、農地保全の対策をとる一方で、魅力ある産業として、農業の振興を図っていく必要がある。中山間地は、耕地の立地条件が悪い反面、寒暖の差が大きい気候条件にあり、収穫される米は、平坦部に比較して食味が良いと評されている。

また、野菜においても、平坦部と比べて200メートルほどの標高差があり、零細な経営形態から産地化は難しいにしても、高品質な栽培が可能である。これらの好条件を活かし、少量多品目での生産と出荷ルート拡大により、都市部と直結した販売を促進することで所得の向上を図る。

畜産においては、近年の飼料価格高騰等により経営環境は厳しいが、省力化機器を活用した生産性の向上や増頭により規模拡大を行うことで経営安定を図る。

また、平坦部も含めた過疎地域全域において、産業の振興方針に示すように、若者の就業の場の創出を目標に、6次産業化に向けた加工品の原材料となる農産物の生産を推進し、その付加価値を高めるため、それぞれの地域特性を活かした商品の研究開発を支援し、生産から加工・販売まで一貫した総合産業の育成を図っていく。

※中津市地域農業経営サポート機構：公益社団法人農業公社やまくにを中心に、山国地域、耶馬溪地域、本耶馬溪地域、三光地域、中津地域の担い手の効率的な営農及び担い手不在集落の対応や、担い手育成等、総合的に地域農業経営をサポートする組織。（運営母体は農業公社やまくに）

（2）林業の振興

〈現況と問題点〉

過疎地域における山林の占める割合は非常に高い。特に山国川上中流部の本耶馬溪地域、耶馬溪地域、山国地域における林野率は90%にも上っている。

かつて、昭和30年代の高度経済成長期において、都市部の住宅建築への木材需要によって、林業は地域の中心産業であり、山林の伐採・搬出、製材、流通の分野において地域住民の雇用と生活を支えてきた。

現在、戦後植林されたスギ、ヒノキの人工林が利用期を迎えているが、長引く木材価格の低迷により採算性が低い上、伐採しても植林に要する費用が見込めないことから伐採や管理がされない経営放棄林が増加している。

森林の持つ水源涵養や災害の防止、地球温暖化防止などの多面的機能を有効に発揮させるためには、「伐って、使って、植える」といった循環型の森林整備を行う必要がある。

また、中山間地域の重要な収入源となっている特用林産物（※）の椎茸栽培は、生産者の高齢化や国内消費が落ち込んでいることに加え、安い輸入品や海外での需要低下など価格が低迷しているため、厳しい状況にある。

併せて生産者の高齢化も重なり、生産者は減少の一途を辿っている。

〈その対策〉

木材の需要拡大のために、地域材使用建築の拡大を推進していくほか、新たな公共施設の建築についても可能な限り木造化、内装木質化を推進する。また、建築関係者に対し木材利用の補助事業などを行い、地材地建による木材需要の拡大に努める。

また、特用林産物の生産において、全国でもブランド化している大分県産の乾椎茸のさらなる知名度アップのため、県及び関係者と協力し消費拡大活動を展開していく。

担い手不足、就業者の高齢化による労働力の不足が課題となっていることから、担い手である林業就業者の確保及びその受け皿となる林業経営体の経営強化への支援を行う。

また、森林の持つ水源涵養や災害の防止、地球温暖化防止などの多面的機能を有効に発揮させるため、下刈り、除間伐、造林、森林病虫害の防除などの森林管理を支援する。併せて、林道等を開設するとともに、森林作業道の整備を支援し、施業の効率化を図っていく。これらの施策により、原木の生産コストを下げ、木材価格の変動に左右されず利益が確保できる林業経営を目指す。さらに、平成31年4月より開始された森林経営管理制度（※）や森林環境譲与税の活用により山林の適正な管理を推進し、山林の持つ多面的機能の維持に努めていく。

※特用林産物：森林原野において産出された産物で、通常林産物と称するもの（加工炭を含む）のうち、一般用材を除く品目の総称をいう。具体的には、キノコ類、特用樹（和紙などの原料となるコウゾ、ミツマタ等）、山菜類、薬用植物、樹実（栗、栃の実等）類、樹脂類、木炭

※森林経営管理制度：経営管理が行われていない私有林について、市町村が森林所有者に代わって森林の経営管理を行うことができる制度

(3) 水産業の振興

<現況と問題点>

過疎地域の水産業は、山国川を主とする内水面漁業が中心となる。山国川においては、代表的な水産資源である「アユ」や「エノハ」、「ウナギ」などが減少しており、その保全対策が必要となっている。さらに、カワウによる食害も大きな課題となっている。また、住民が川に親しむ機会も減少している。

<その対策>

山国川の水産資源の保全を図るため、内水面漁業協同組合との連携による「アユ」や「エノハ」の稚魚、「ウナギ」などの放流を推進するとともに、カワウによる食害対策事業を継続して取り組んでいく。さらに、観光や環境教育などの要素を加えた新たな川と親しむ催しにも取り組んでいく。

(4) 商工業の振興

<現況と問題点>

三光地域においては、中津地域に隣接しているため、商業機能は中心市街地である中津地域に依存してきたが、平成 8 年大型スーパーの進出により、中津地域から三光地域へ買い物に出かけるという逆転現象も起きている。

本耶馬溪、耶馬溪、山国地域においては、かつては地域内の商店を利用する形態が主であったが、経営者の高齢化等により、休廃業等が増加している。こうした現状から、道路網の整備等により、マイカーを利用して市の中心部や隣接する日田市での購買が日常的となっている。しかし、高齢化によりマイカーでの買い物が困難な住民も増加している。

その対策として、平成 24 年度より耶馬溪地域を対象に移動販売・宅配等を地元事業者に委託しての買い物支援を実施している。

山国地域では、平成 27 年度より市が買い物施設を整備して運営を委託する買い物支援事業を開始し、平成 30 年 11 月からはさらなる買い物支援の充実を図るため、移動販売、令和 2 年 9 月から宅配事業も実施している。

就業の面では、過疎地域内を含めた市全域において大学・専門学校等への進学のため市外へ転出する者が多く、市内企業の人材不足に繋がっている。

<その対策>

日常生活に必要な買い物については、地域の事業者や移動販売者の状況、地域の実情、生活必需品の調達等に関する地域住民のニーズを的確に把握して、その対応が図れるようなシステムを整備・更新していく。

耶馬溪地域や山国地域で行政が委託、実施している買い物支援事業については、引き続き実施し、その他の地域については、地域の実情を把握し、必要に応じ事業の導入を検討する。

また、集落機能の存続を担う若者が地域内で生活するためには、地域内で働く場所の

創出が必要である。様々な特産品を活かした事業などを創業するにあたり、商工団体等による支援体制を維持しつつ、必要な経費を市が補助することで地域内での創業を促し、また、地場企業の人材確保策として就職面接会などを実施する。

（５）観光の振興

〈現況と問題点〉

本市の過疎地域には史跡、自然景観、グルメ、温泉等さまざまな観光資源が存在しており、地域の特性を活かした観光イベントの開催等、これまで地域住民を主体として積極的に行われてきた。

これまで市が整備してきた観光・交流施設は施設間での相互PR等連携を図っており、相乗効果を生み出す体制づくりに努めている。また、地域が主体となっていて行っているイベントについても、地域ならではの観光素材や特性を生かした取組みがなされてきた。

当地域はそのほとんどが国定公園に指定され、大正時代には多くの観光客でにぎわっていた時期もあることから、高いポテンシャルを持っている。しかしながら、近年は滞在時間が短い日帰り旅行の割合が多く、地域内での消費は限定的である。

今後、日本遺産に選ばれた「耶馬溪」をキーワードに、地域ならではの食や農業等の産業と連携を図ることで、市全域を流れる山国川の上下流が一体となった観光振興策を推進していく必要がある。

〈その対策〉

まず、九州各県及び山口・広島・愛媛の隣県域、そして国内全域、最終的に海外へと順次取り組むことで観光誘客を図る。

観光消費額の増を図るため、マーケティングなどの情報に基づき、地域ならではの食を積極的にPRし、滞在時間延長に向けた体験型観光の推進を図る。とくに城下町エリアにおいて、町並みの保全を図るとともに魅力向上に向けた取り組みを展開しエリア内の周遊を促し、耶馬溪などへの域内周遊へとつなげて回遊性の向上を図る。

市域を縦断するように、かつての耶馬溪鉄道跡を活用した自転車専用道路の「メイプル耶馬サイクリングロード」が走っている。このサイクリングロードは「中津市総合計画」の中で「山国川上下流域が一体となった観光振興」のシンボリックな観光素材として位置付けている。このサイクリングロードを核として、山国川の源流から河口域まで点在する観光スポットへの誘導を図るため、官民が連携したかわまちづくり事業を進めている。山国川下流部の河川沿いでは、新たなサイクリングルートの整備を引き続き進め、また、令和8年度から開始する中流域の整備事業を通じて、より広域に山国川上下流域をつなぐ観光素材として活用するさらに、「中津市観光サイン計画」に基づき統一性、周遊性に配慮した見やすい誘導案内看板の整備・維持にも引き続き取り組むとともに、デジタル技術を活用することで、多様な観光客のニーズに応えられるようにしていく。

こうした観光事業を戦略的に遂行するためには、日本遺産で連携する玖珠町をはじめ、中津耶馬溪観光協会、商工団体、各種民間事業者、及び九州周防灘地域定住自立圏内市町間での連携が必要不可欠であり、今後も相互の連携を強化していく。

(6) 地場産業の振興

〈現況と問題点〉

過疎地域における地場産業としては、三光地域の味噌加工場運営、耶馬溪地域の農産物等加工施設での漬物などの農産物加工、山国地域の野菜や米、漬物、梅干しなどのふるさと宅急便、また自宅に加工設備を整えた家内工業としての農産物加工など、各地域において、法人や個人、グループが生産活動を行っているが、一貫した生産、販売によるシステムとはなっていない。

本耶馬溪地域においては、転作の地域振興作物にそばを指定、奨励し、春・夏そばと秋そばの二期作による作付面積の拡大とともに収量を増やしている。この地元生産の原料をもとに、市が出資し設立した有限会社はばたきが、そばの商品開発と販売促進を行うといった、地域での原料確保、製品への加工、販売まで一貫したシステムの構築により、生産農家の所得向上を図っている。

また、農家や林家は、生産現場でのスキルは高くても、マーケティング調査等に基づく売れ筋商品の開発、イメージ戦略による販売促進、効率的・効果的な事業経営などのノウハウが不足していると考えられる。

現在、内水面漁業においては、耶馬溪地域の裏耶馬溪地区での温泉を利用したスッポンの養殖、山国地域の槻木地区における清流を利用したエノハの養殖が行われている。

〈その対策〉

地域の特性を活かした農産物や資源を活用し、生産から加工、商品化、販売に至るまで、一貫したシステムによる 6 次産業の創出を図るため、今後、活用資源の発掘、商品化の調査・研究、原料生産の促進などを進めていく。

また、商工会や商工会議所と連携して、人材の発掘、育成のための研修事業、産業振興に関する情報提供と指導を行う専門家の派遣などの支援を行い、マーケットイン（※）に基づく商品開発や販路開拓のほか、事業経営ノウハウを持った人材の確保・育成に取り組む。

さらに、地域特性を活かした産業振興による活性化を目指し、ふるさと納税への返礼品等による販路・販売額の拡大など、既存の小規模生産者の商品開発に対する支援に加え新規参入の促進による生産拡大を推進することで、基盤の強化を図っていく。

※マーケットイン：消費者の声や意見を汲み取って製品・サービスの開発を行い、顕在的なニーズを満たすことを指すマーケティング用語

(7) 企業誘致対策

〈現況と問題点〉

三光地域については、産業集積が進む中津地域に隣接していること、国道 10 号中津バイパスや東九州自動車道の開通などのインフラ整備を背景に、平成 27 年度から令和 6 年度までの 10 年間で延べ 23 件の企業立地があった。それによる雇用創出効果は大きく、同期間で 581 人の雇用が創出された。

一方、本耶馬溪地域、耶馬溪地域、山国地域では、平成 27 年からの 10 年間で 4 件の企業の立地にとどまっている。しかしながら、山国地域ではグリーンコープミルクを誘致し、地域の特性を活かした誘致に成功している。今後、この地域では、中津日田道路が順次整備される計画であり、アクセスが容易なインターチェンジ周辺は、企業にとっても魅力ある場所と考えられる。

課題としては、企業ニーズに対応できる用地が少ないことが挙げられる。

〈その対策〉

平成 16 年のダイハツ九州株式会社の進出により、本市全体で様々な企業の進出機運が高まっており、それに加えて、中津日田道路の整備も進んでいる。引き続き、大分県と連携して企業の過疎地域への誘致に取り組むとともに、三光臼木・諫山に企業用地を整備する。

また、平成 23 年度に、市営情報ネットワークが供用開始され、情報通信基盤が確立したことから、情報通信関連企業やオフィス系企業の誘致活動に取り組む。その立地先としては未利用市有財産などの利用を提案していく。

(8) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
過疎地域全域（三光地域、本耶馬溪地域、耶馬溪地域、山国地域）	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は旅館業	令和 8 年 4 月 1 日～ 令和 13 年 3 月 31 日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

本市では、製造業や情報サービス業等の立地に係る助成制度を行っており、特に過疎地域在住者を新規雇用した際の加算措置を設けている。今後は、テレワーク需要の受け皿となれるような取組みを検討していく。

今後も、大分県や九州周防灘地域定住自立圏内の市町をはじめ、日本遺産に協働で取り組む玖珠町などの周辺自治体と連携して当該業種を振興するために取り組む。

— 公共施設等総合管理計画との整合 —

○加工施設

老朽化等により大規模修繕等が必要になった場合は、利用状況や地理的状況等をふまえ、施設機能の必要性や他の公共施設との複合化等を幅広く検討し、公共施設として更新する場合であっても、財政負担の抑制を徹底する。

○直売所

地域の産業振興および観光振興施設としての役割を勘案しつつ、指定管理者制度による効果的なサービス提供ができているかなど、経営のあり方を検討する。

老朽化等により大規模修繕等が必要になった場合は、施設機能の必要性や他の公共施設との複合化等を幅広く検討し、公共施設として更新する場合であっても、財政負担の抑制を徹底する。

○公衆トイレ

観光地におけるトイレは観光客のリピーターを増やす重要な要素であることから、戦略的に取り組んでいる山国川の上・下流域を一体とした「中津耶馬溪ブランド」を確立するため、財政負担を抑制しながら、公衆トイレの機能水準の維持に努める。

○宿泊施設・温泉施設等

民間による類似サービスが提供されていることから、行政としてのサービス提供を継続するべきか、指定管理者制度による効果的なサービス提供が可能かなど、経営のあり方を検討する。

老朽化等により大規模修繕等が必要になった場合は、施設機能の必要性等を幅広く検討し、公共施設として更新する場合であっても、財政負担の抑制を徹底する。

○キャンプ場

行政としてのサービス提供を継続するべきか、指定管理者制度による効果的なサービス提供ができているかなど、経営のあり方を検討し、民間譲渡が適切と判断できる施設は、売却の取組みを進める。

○その他観光施設

戦略的に取り組んでいる山国川の上・下流域を一体とした「中津耶馬溪ブランド」を確立し、観光客の満足度を向上させるため、機能水準の維持に努める。

利用を休止している施設は、売却の取組みを進める。

上記の事業計画は「中津市公共施設管理プラン」の基本方針に基づき実施する。

4 地域における情報化

急速な情報化が進展する中で過疎地域の生活を維持していくために、情報化の促進は非常に重要な施策である。

過疎地域以外との情報通信基盤の格差を生じさせないため、通信環境の整備などハード面の基盤整備を行いながら、過疎地域の通信体系の充実に努めていく。

(1) 地域における情報化

<現況と問題点>

過疎地域においては民間による情報通信基盤整備が望めなかったため、中津地域との情報格差が問題であった。

合併後、平成 23 年度に市営光ファイバー回線による情報伝送路を供用開始し、地上デジタルテレビ放送の再送信の実現など情報格差の是正をしてきた。また、携帯電話の不感地域解消のため、携帯電話キャリアに光ファイバー回線の貸付を行うことで過疎地域の生活利便性の向上に努めてきた。

しかしながら、現在光回線経路が一つしかないことから、大規模災害等での回線断裂などのリスクを抱えており、通信路の二重化等の対応が必要となっている。さらに、既設の設備についても、安定的な運営のため、適宜機器の更新が必要である。

集落等での携帯電話の不感地域もほぼ解消できてはいるが、人家の無い道路沿線などで一部で電波がつながりにくい場所も存在している。

<その対策>

過疎地域における地域の生活を維持し、安定した情報環境確保のため、通信路の二重化等を計画的に進めていく。

また、設備の更新等については、市営通信事業の健全で安定的な運営を行うため、経費の適正な執行に努める。

携帯電話の不感地域解消策については、県と連携して通信事業者への働きかけを行う。

さらに、ICT 技術の進化は目まぐるしい為、地域振興への活用にあたっては、民間事業者との連携・協働を進めるほか、デジタルディバイド（※）対策に取り組む。

また、市民への災害情報を迅速かつ確実に伝達するため、計画的に屋外放送設備等の整備・更新を行う。

※デジタルディバイド：コンピュータ等の情報技術を利用したり使いこなしたりできる人と、そうでない人の間に生じるあらゆる格差。

— 公共施設等総合管理計画との整合 —

「中津市公共施設管理プラン」において、該当する施設はないが、「中津市公共施設管理プラン」の基本方針に基づき、施設の新設が必要な場合は、中長期的な目標数値の範囲内で費用対効果を考慮し、建設する。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

交通施設の維持・整備、交通手段の確保については、過疎地域における通勤、通学、通院、買い物など日常生活を支える非常に重要な施策である。

ハード、ソフトの両面からの基盤整備を進め、地域の生活を維持できる環境の整備を行う。

また、現在事業中である中津日田道路へのアクセス道の整備により、都市部との地域間交流の促進を図る。

(1) 交通施設の維持・整備

<現況と問題点>

本市の過疎地域における基幹道は国道 212 号であり、山国川に並走するかたちで、市域を縦断しており、市中心部、近隣市へのアクセスの幹線道路となっているが、急峻な山岳や河川沿いを通過するため地理的にも災害が起きやすい状況にある。

この国道 212 号をはじめ、国道、県道などの幹線道路から、山間の集落へ市道が整備されている。

過疎地域の市道については、年々整備が進められ、現在では改良率：78.7%、舗装率：94.5%となっているが、山間の集落が数多く、それらを連絡する集落間道の維持・整備が引き続き必要である。

また、中津日田道路については、整備延長約 55km に対し供用開始区間は 28.1km（令和 7 年時点）となっており、未開通区間のさらなる整備促進が望まれる。

これまで、農道、林道の整備も進めてきたが、近年、過疎高齢化に伴い、農地、山林の荒廃が目立ってきており、適正な管理を行うためにも、今後も計画的に整備を進める必要がある。

<その対策>

市民の生活利便性向上の観点より、市道の改良舗装、橋りょう・トンネル等道路施設の長寿命化、集落間道など、生活道路の維持・整備を進めていく。

市街地との時間距離短縮による地域の利便性向上は、過疎地域の維持存立のための基盤の一つであることから、中津日田道路の事業中の区間について早期完成を働きかけていく。

(2) 交通対策

<現況と問題点>

過疎地域における公共交通の状況は、民間事業者が運行する路線バスと、路線バスを補完するため市が運行するコミュニティバス、デマンド型乗合バス・タクシーがある。

コミュニティバスは、三光地域で 1 路線、本耶馬溪地域で 3 路線、耶馬溪地域で 13 路線を運行している。デマンド型乗合バス・タクシーは、三光地域の 2 地区と山国地

域全域で導入し、地域内の移動手段の確保や路線バスへの接続を担っている。

市民（特に交通弱者）の生活利便性向上のため、市内移動・地域内移動を中心に「地域密着型のサービス展開」にむけて、利用者の意向や利用実態等を踏まえた運行ルート・ダイヤ等の見直しを随時行っている。

<その対策>

市内の公共交通については、運行の安全性と財政的な持続性を考え、路線再編等を行いながらできる限り既存路線バスを維持するための支援を継続する。

また、自家用車の普及や過疎高齢化などにより利用者が減少し、路線バスの維持が困難な地域については、運行ルート・ダイヤの適宜見直しのほか、公共交通アクションプランを策定しコミュニティバスやデマンド型乗合バス・タクシーなどの導入を検討するなど、過疎地域での利用者のニーズや地域の実情に合わせた交通施策を展開していく。

— 公共施設等総合管理計画との整合 —

○道路

事故防止と道路交通の安全性を確保するため、日常的な道路パトロールや定期的な点検を実施することで、危険な箇所や道路通行に支障を及ぼすおそれのある箇所の現状確認を行い、緊急性や安全性等を総合的に勘案しながら、計画的な維持・修繕等に取り組む。

今後整備が必要となる道路については、財政状況を勘案しながら、道路整備による効果が大きい路線を優先的に整備することを基本とする。

○橋りょう

道路法施行規則（国土交通省）で義務付けられた5年に1度の近接目視点検により、各施設の劣化損傷状況を適切に把握し、計画的な予防保全に取り組む。

道路交通の安全性を確保するため、「中津市橋梁長寿命化修繕計画」に基づいて、財政状況を勘案しながら、橋りょう規模や路線の重要度等により維持管理水準を設定し、メリハリを付けた老朽化対策を行う。

利用頻度や重要度等の低い橋りょうが老朽化した場合は、廃止も含めた幅広い検討を行う。

上記の事業計画は「中津市公共施設管理プラン」の基本方針に基づき実施する。

6 生活環境の整備

過疎地域の生活環境の整備については、従来の過疎対策において一定の整備がなされてきたが定住対策を進める上においては、今後も住環境の維持・整備を図っていく必要がある。

また、集落が山国川の支流沿いの狭小な平地に位置しており、災害発生時における住宅への被害などの危険性が高い。また、地域内の消防団員は市の中心部や近隣の市町へ通勤しているため、昼間は不在の者が多く、緊急の防災体制をとることが困難になりつつある。

市民への災害情報伝達手段の確保とともに、災害発生のおそれのある急傾斜地への安全対策施設等の整備を行い、地域の住民が安全で安心して生活することができる環境の整備に取り組む必要がある。

(1) 防災

<現況と問題点>

平坦部の三光地域においては雨量が比較的少ない瀬戸内式気候となっているが、山間部の本耶馬溪地域、耶馬溪地域、山国地域では、年間雨量が多く、特に梅雨時期に雨の多い九州山地型気候の区域に入っており、例年梅雨時期には災害の発生が危惧される。また、支流沿いの集落が多く、市全域においても林野率約 80%が示す広大な面積に降る雨水が短時間で河川に集中するため、災害の危険度が非常に高く、実際、平成 24 年 7 月には山国川が氾濫し、流域の多くの地域に甚大な被害をもたらした。

また、平成 30 年 4 月には耶馬溪町金吉地区で山地崩壊災害が発生し、住家 4 戸が全壊、6 名の尊い命が失われた。

これらの災害による検証から、災害情報の伝達・災害初動体制の充実が重要であると判断し、災害伝達手段の多様化・充実を図るとともに、地域防災力の強化を推進するため、自主防災組織の充実、防災士の養成を行っている。

一方、過疎地域特有の地域性により各地域の実情に即した対策が必要となっている。

また、土砂災害が発生するおそれのある土地については、近年、調査が進み、今後、計画的に整備する必要がある。

<その対策>

市民へ災害情報を迅速かつ確実に伝達するため、屋外放送設備、防災監視カメラ、メール配信システム等、情報伝達手段の充実・強化を進める。

平時の災害対策として、防災出前講座や訓練を実施し、防災・減災に対する意識づけを行う。加えて、防災組織の充実を図るため、社会福祉協議会、自治会、消防団等、地域関係機関と自主防災組織の連携を推進していく。危険個所の整備や周知等に関しても、大分県の指定見直しとともにハザードマップの整備を計画的に進める。

また、今後の豪雨等によってがけ崩れの恐れのある箇所に対して擁壁工等の急傾斜施設の整備を行い、土砂災害から住民の生命を守り、また、事前防災対策による地域の強靱化を図る。

(2) 上下水道の維持・整備

〈現況と問題点〉

過疎地域の簡易水道事業（※）と水道事業は経営統合し、安定した経営基盤の確立に向け、施設の統廃合やダウンサイジング（※）を検討している状況である。

水道の給水区域外では、ボーリングや表流水の使用による、個人または集落での共同整備による簡易な給水施設に頼っている状況にある。

一方、公共下水道は中津地域との共用による三光地域の一部と、山国地域の中心部で供用を開始している。令和 6 年度末の水洗化率は三光地域 87.50%、山国地域では 67.86%である。また、三光地域、本耶馬溪地域、耶馬溪地域においては農業集落排水施設が整備され、水洗化率は 76.46%である。その他は、合併処理浄化槽の設置による整備での対応となっている。

また、農業集落排水施設で一番古い設備は設置から 30 年経過しており、令和 4 年度から処理場の設備更新に着手し、令和 11 年度までに本耶馬溪地域及び耶馬溪地域の処理場の設備更新を終える予定である。

〈その対策〉

過疎地域の旧簡易水道整備については、山間地域で谷ごとに集落が点在しており、新規の整備は難しい状況にある。整備済みの旧簡易水道の水量、住宅分布などの地理的条件、集落の今後の人口動向の状況などを勘案し、旧簡易水道の管路施設延長による受益範囲の拡大やボーリングによる小規模な給水施設での対応など状況に応じた選択を行いながら整備を進めていく。

また、大分県水道ビジョンに基づく広域連携について、県の広域化推進プランにより全域や圏域別の市町村連携による共同処理・共同購入等の具体策の検討を行う。

過疎地域が有している山村の豊かな自然は、地域の貴重な財産であり、下水道等による水洗化の促進は、自然環境の保全対策としても重要な施策である。

早期の水洗化を実現するため、下水道や農業集落排水の整備区域内においては下水道へのつなぎ込みを促進するとともに区域外においては合併処理浄化槽の設置促進を図っていく。

また、農業集落排水施設の老朽化対策としてストックマネジメントを実施し、計画的に更新事業を実施する。

※簡易水道：水道事業のうち、計画給水人口が 101 人以上、5,000 人以下である水道事業のこと。

※ダウンサイジング：現在確保している施設能力が実際の使用量と乖離がある場合、施設を適切な規模に縮小すること。

(3) 消防

〈現況と問題点〉

過疎地域における災害時の対応は、三光地域に東部出張所、耶馬溪地域に耶馬溪分署を設置し、365日24時間で対応できるよう体制整備を行っている。このうち、耶馬溪分署においては、昭和50年4月の運用開始で50年経過しており、新たに整備するなど現況に即した施設改修が必要となっている。

また、各地域（旧市町村）に方面団を設置し、各方面団では、三光地域14、本耶馬溪地域15、耶馬溪地域14、山国地域15の分団が配置され、防災活動や火災等の災害の対応にあたっている。

しかしながら、地域における消防団は、過疎高齢化により、団員数の確保がますます困難になっている。また、日常の勤務地は市街地や近隣の市町である団員の割合が多いことから、昼間消防力の充実を図るため、消防団OBで構成される機能別消防団制度を導入し対応に当たってはいるが基本団員同様減少が著しく、団員確保が喫緊の課題となっている。

〈その対策〉

老朽化・施設改修が必要な消防施設においては、建て替えを含めた協議・検討が必要である。消防団組織においては、団員の確保に努める一方で、耐震性貯水槽や消防団の詰所を計画的に整備し、消防設備の充実を図る。また、積載車、資機材等についても計画的に更新し、災害に備える。

(4) 市営住宅の維持・整備

〈現況と問題点〉

現在、過疎地域における市営住宅は、全部で374戸設置されており、入居率は約55%～90%と地域により入居の状況が異なっている。

市営住宅のほとんどが建築後一定の経過年数を経ており、一部老朽化が見受けられるため、中津市公営住宅等長寿命化計画に基づき整備を行っているところであるが、移住定住政策など総合的に検討し、適正な需給バランスを保つことを基本として計画を適宜、見直ししながら整理を進めていく必要がある。

〈その対策〉

過疎地域においては、中津日田道路の整備などによる居住環境の変化や民間賃貸住宅の状況等を十分に踏まえ、長期的な展望の下、住宅整備を進めていく。また、老朽化している住宅については、補修や修繕を適時に行いながら、バリアフリー化等により住環境の向上を図り、定住化の促進や地域コミュニティの活性化に繋がるように努めていく。

(5) 公園の維持・整備

<現況と問題点>

過疎地域においては、区域の多くが耶馬日田英彦山国定公園の指定地域内となっており、地域全体が自然公園として存在している。

各地域に八面山四季の丘公園や万葉河川公園など自然を活かした市民の憩いの場となるものや、地域の児童・住民を対象とした小規模な公園といった、様々な形態の公園が存在しており、今後も憩いの場として適切な維持管理を行う必要がある。

<その対策>

市民の健康づくりや地域住民の憩いの場の提供、自然環境の保全という観点から、地域の特性を活かし、既設公園の質的な向上を図りつつ、適切な維持保全を行っていく。

(6) ごみ処理施設の整備

<現況と問題点>

中津市クリーンプラザは、過疎地域を含む中津市全域のごみ処理を担っており、平成 11 年に稼働を開始し、施設の老朽化が進行している。令和 2 年度から 4 年度にかけて延命化工事を実施し、令和 15 年度までの使用を計画しているが、新たなごみ処理施設の整備が喫緊の課題となっている。また、中津市埋立処分場についても、埋立することができる量に限りがあるため、長期的な利用を可能とするための取り組みを推進していく必要がある。

<その対策>

今後も適切なごみ処理を実施していくため、新たな広域化によるごみ処理施設の令和 16 年度稼働開始を目指し、事業を着実に推進していく必要がある。今後、福岡県上毛町とごみの広域処理を行うための一部事務組合を設置し、施設の整備から管理運営を行い、安定的・効率的かつ持続可能なごみの適正処理の体制確保に向けた取り組みを進める。

加えて、新たなごみ処理施設の稼働開始後も中津市埋立処分場を継続して使用するため、埋立処分場の延命化に向けた焼却残渣等の再資源化に取り組んでいる。

(7) し尿処理施設の長寿命化整備

<現況と問題点>

中津市清掃センターは、過疎地域を含む中津市全域のし尿及び浄化槽汚泥の処理を担っており、平成 19 年に稼働を開始し、施設の老朽化が進行している。施設の長寿命化を図るため、長寿命化工事を計画していく必要がある。長寿命化工事を計画するにあたり、施設の安定的な稼働のために改良が必要な設備の精査を進めていくことが課題である。

<その対策>

施設を安定稼働させ、長寿命化を図るため、日々の運転管理で、機器の異変を監視し、予防保全による安定化を実施している。また、し尿処理施設の主たる負荷源である硝化脱

窒素槽循環ポンプの運転時間の見直しを実施し、運転時間の短縮を図るなど安定的かつ効率的なし尿処理を継続するための取り組みを進める。

— 公共施設等総合管理計画との整合 —

○下水処理施設

「中津市地域防災計画」に基づき、耐震性の向上を図るために、管路施設等の点検・補修や処理場の耐震化・停電対策を行う。

施設を更新する際は、人口動態等を踏まえ、耐震性や受益者の費用負担を勘案した上で、施設のあり方について検討する。

農業集落排水処理施設は、「農業集落排水事業最適整備構想」に基づいて計画的な改築・更新を実施し、「中津市汚水処理施設整備構想 2015」に基づき、維持管理に係る財政負担を抑制する設備等の導入を検討する。

経理内容の明確化および透明性の向上を図り、より一層の経営の効率化と健全化を推進するため、令和5年度に公営企業会計へ移行した。

○消防庁舎

老朽化等により大規模修繕等が必要になった場合は、消防・救急体制の維持に必要な機能と、災害発生時の対策拠点として必要な施設機能を検討し、財政負担の抑制を徹底する。

○消防団施設

老朽化等により大規模修繕等が必要になった場合は、施設総量圧縮の観点から、他の公共施設との複合化を検討する。

人口減少等により、消防団員の確保が著しく困難な状況になった地区は、分団の再編成を見据え、集約または他の公共施設との複合化を検討する。

○公営住宅

「中津市公営住宅等長寿命化計画」の内容を見直しながら、計画的に建替え、用途廃止、小規模住宅の集約化を行い、人口動態や県営住宅供給状況等を勘案しながら、総量の圧縮を行う。

○公園

公園長寿命化計画策定指針（国土交通省）に沿って策定した「公園施設長寿命化計画」に基づき、予防保全型の管理を行い、施設を長寿命化することで、老朽化に対する安全対策の強化と、将来の改修や更新に係るコストの縮減や平準化を図り、財政負担の抑制を徹底する。

○清掃施設

日常の運転管理と適切な定期点検により現状把握を行い、予防保全による長寿命化を図る。利用を休止している施設（旧塵芥清掃工場）は、危険度や財政状況を勘案しながら、解体を実施する。

上記の事業計画は「中津市公共施設管理プラン」の基本方針に基づき実施する。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

過疎地域においては、急速な高齢化の進行により、令和7年4月1日現在の高齢化率は47.6%と、市全体の31.4%に対し、16.2ポイント上回っている。なかでも、耶馬溪地域、山国地域においては、それぞれ54.7%、57.0%と高い数値を示している。

このような状況から、高齢者対策は過疎地域における喫緊の課題となっている。今後、対策を講じる上においては、高齢者の自立支援の理念に基づき、「誰もが住み慣れた地域で健康で生き生きと安心して生活できる社会の構築」を目指し、自助、共助、公助の段階別施策を適宜選択しながら、実施していく。

また、過疎地域におけるこども・子育て支援、障がい者に対する支援についても、さらなる充実強化を図る必要があり、総合的な福祉の推進により、安心して生活のできる環境づくりに努めていく。

(1) こども・子育て支援の充実

〈現状と問題点〉

過疎地域においても核家族化が進んでおり、子育てと仕事の両立支援を図る観点から、地域に応じた保育施設や放課後児童クラブ等の利用ニーズに対応する必要がある。

また、過疎地域においては子どもの集団を必要とする遊びや行事等の機会が減少する恐れがあるところ、これらは子どもにとって自尊心、創造力や思いやり、やり抜く力、折り合いをつける力などの社会を生き抜くうえでの必須のスキルを育むものであり、安全・安心な集団活動ができる子どもの居場所を確保する必要がある。

ハード面では、昭和から平成初期に整備されたこども・子育て支援施設が多く、その施設の老朽化への対応や、集約化・複合化を進めることが喫緊の課題である。

ソフト面では、少子化に伴う子育て世帯の新たなニーズ（孤独感の解消等）への対応も求められている。

〈その対策〉

中津市こども計画に基づいて、拡充された児童手当について次代を担うすべての子どもの育ちを支える基礎的な経済的支援として位置づけるとともに、子育てと仕事の両立支援、ひとり親家庭や障がいのある児童への支援、ICTを活用したプッシュ型の情報提供、児童虐待の未然防止・早期対応などに総合的に取り組み、子どもも大人も共に暮らしやすい「こどもまんなか社会」の実現を目指す。

特に、各地域や児童の年齢等に応じた子ども及び保護者のニーズに柔軟に対応するため、保育施設の施設改修・整備及び放課後児童クラブの学校施設内への移転を進めるほか、すべての小学校区において、放課後の安全な居場所づくりに取り組み、妊娠期からの切れ目ないこども・子育て支援体制の充実を図る。

(2) 高齢者福祉の充実

<現況と問題点>

過疎高齢化が進行している中で、生活の基本単位である世帯の高齢化が進んでおり、過疎地域におけるひとり暮らし高齢者世帯数は 1,794 世帯で、全世帯 (5,940 世帯) の 30.2%となっている。また、高齢者だけの世帯数は、2,386 世帯で全世帯の 40.2%となっている。(令和 7 年 4 月 1 日時点)

今後、ひとり暮らし高齢者や高齢者だけの世帯が増加し、地域との交流が減少することにより、認知症の進行や孤立化が懸念されている。

さらに、各地域においても、70 歳以上が 50%を超える高齢化集落が増加し、相互扶助の機能が低下しているため、その対策が必要となっている。

また、将来的に介護保険サービスが必要となる高齢者が増えると考えられ、介護保険の安定的な運営が課題となっている。

<その対策>

現在、社会福祉法人中津市社会福祉協議会が、過疎地域に存在する市の福祉施設のほとんどを指定管理者として管理・運営しており、市からの委託事業も含め、介護予防、寄り合い場(サロン等)、オレンジカフェ(※)等を地域住民と協働で開催し、地域福祉の中心的役割を果たしている。

これら福祉施設の運営の充実、また現行事業の拡大・充実を図ることにより、地域における高齢者の福祉支援事業を推進していく。また、地域の自主的な活動による高齢化社会への対応を図るため、地域の共助システムの構築を推進し、見守りをはじめとした地域主体の活動を支援していく。

まず、高齢者がいつまでも自立した生活が送れるように、住民主体で週 1 回は体操を行う通いの場として「元気！いきいき☆週一体操教室」を行い、効果的かつ継続的な介護予防と自助互助による支えあいの地域づくりを推進する。

次に、要介護高齢者や認知症高齢者が、生まれ育った地域で安心して生活が送れるよう、認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームを中心にオレンジカフェや SOS 声かけ模擬訓練等の認知症施策を行うほか、必要な地域密着サービスの基盤整備、高齢者福祉サービスを推進する。また、計画的な事業運営により介護保険制度の安定化を図る。

その他、高齢化集落や高齢者世帯への支援対策として、ごみ出し支援や集落での生活を守っていく上で必要となるサービスの提供、人材の不足を補う支援事業などのシステム構築に向けた調査研究を行う。

※オレンジカフェ：認知症の方やその家族、もの忘れが気になる方々が気軽に集まってお茶を飲みながら談笑する場。スタッフには医師、看護師、社会福祉士等が参加しており、専門職の方に気軽に困りごとや心配事などを相談できる。

(3) 障がい者福祉の充実

<現況と問題点>

障がい者が、地域社会の中で自立していくため、障がいの特性に応じた仕事とのマッチングや就業面と生活面の一体的な支援、芸術文化・スポーツを通じた社会参加の推進などの環境づくりが課題である。

また、障がい者が安心して日常生活を送り、介護者の負担を軽くする福祉保健サービスが求められているが、過疎地域には障がい者・児が利用できる施設が少ない現状にある。

<その対策>

障がい者の一般就労を促進するため、ハローワークと連携して障がい者を対象とした合同就職面接会を開催する。また、全国障害者芸術・文化祭のレガシーを継承する障がい者芸術文化活動の支援体制の整備・充実を図るとともに、身近な地域で楽しめるスポーツの振興を図り、障がい者の自立や社会参加を推進する。

障がい者の自立した生活への移行促進や相談支援体制の充実、ごみ出しの支援のほか、障がい児の通所施設の誘致を図る。また、就労支援を推進するとともに、文化、スポーツ、社会活動や交流活動の推進を図る。

— 公共施設等総合管理計画との整合 —

○保育所

老朽化等により大規模修繕等が必要になった場合は、子どもの数や待機児童数の推移、私立認可保育施設の整備や認可外保育施設の認可化の状況等を勘案しながら、民間活力の導入と他の公共施設の活用等を幅広く検討し、公共施設として更新する場合であっても、財政負担の抑制を徹底する。

○保健センター

老朽化等により大規模修繕等が必要になった場合は、施設総量圧縮の観点から、他の公共施設との複合化を検討する。

○老人ホーム・介護支援施設

老朽化等により大規模修繕等が必要になった場合は、施設機能の必要性や他の公共施設との複合化等を幅広く検討し、公共施設として更新する場合であっても、財政負担の抑制を徹底する。

○児童クラブ

老朽化等により大規模修繕等が必要になった場合は、学校施設等他の公共施設の活用等を幅広く検討し、公共施設として更新する場合であっても、財政負担の抑制を徹底する。

上記の事業計画は「中津市公共施設管理プラン」の基本方針に基づき実施する。

8 医療の確保

全国的な医師の偏在を背景に過疎地域における医療提供体制の維持が課題であることから、大分県のへき地医療支援等により、診療所の医師確保に努め、引き続き地域医療体制の維持確保を図る。また、へき地診療所相互の連携強化、及びオンライン診療体制の整備を促進する。

(1) 医療の確保

〈現況と問題点〉

本市の医療機関は、中津市民病院をはじめとして市街地に偏在しており、過疎地域の医療の状況は、国保診療所や民間の診療所が中心となった医療体制となっている。

過疎地域の日常的な医療は、国保診療所 3 施設、民間診療所 6 施設、団体診療所 1 施設、歯科医院 3 施設が担っている。そうした中、令和 4 年度調査では、無医地区(※)と、その地区における人口の調査の結果、本耶馬溪町が 1 地区で 142 人、耶馬溪町が 1 地区で 133 人、合計では 2 地区で 275 人となっており、住民の通院手段を確保する方策の一つとして、コミュニティバスを運行している。

過疎地域の医療体制維持のためには、国保診療所においては、大分県による医師派遣が必須であるが、民間診療所においては医師の高齢化等により継続が難しくなっているものもある。過疎地域の医療を支えている現在の体制を維持継続していくことが課題となっている。

〈その対策〉

へき地診療所と医療機関相互の連携強化、大分県へき地医療支援対策の活用などにより、地域医療体制の維持に努める。

また、中津市民病院が 21 万人広域医療圏の拠点として、最新設備を備えた高度急性期病院としての役割を果たすため、今後もさらなる充実を図る。さらに、中津市民病院と圏域の医療機関との連携による地域医療体制の確立も引き続き進める。特に、現在の医療の主要事業に位置づけされる 4 疾病(がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病)、5 事業(救急医療、小児(救急)医療、周産期医療、災害医療、へき地医療)に関する医療機関相互の連携と役割分担の体制を強化整備することが重要である。

過疎地域における高度医療体制の整備として、中心となる中津市民病院と地域医療機関との連携を図り、専門医療における体制の整備を推進していく。これに並行して、慢性期患者が住み慣れた地域で継続的に医療を受けられるように、オンライン診療等の体制も検討していく。

※無医地区：医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点として、おおむね半径 4 km の区域内に 50 人以上が居住している地区であって、かつ容易に医療機関を利用することができない地区。

— 公共施設等総合管理計画との整合 —

○診療所

老朽化等により大規模修繕等が必要になった場合は、各施設の受診者数や地理的状況等を勘案しながら、地域に密着した医療を推進していくために必要な施設機能を検討し、財政負担の抑制を徹底する。

上記の事業計画は「中津市公共施設管理プラン」の基本方針に基づき実施する。

9 教育の振興

教育をめぐる課題の一つとして、地域社会のつながりや支え合いの希薄化等による地域社会の教育力の低下や家庭教育の充実の必要性が挙げられる。学校、家庭、地域の三者が協働で、教育に取り組むためにも、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力体制の確立を図る。さらに、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に活かすことのできる社会の実現を目指し、いつでも、どこでも、だれでも学び、健康で明るい生活を送れる環境づくりを図る。また、少子高齢化による人口減少に伴い、児童数、生徒数が減少する中で、適正な教育環境の整備に努めていく必要がある。

(1) 学校教育

〈現況と問題点〉

過疎地域では、10の小学校のうち8つの小学校において複式学級の措置を採っている。児童生徒数の減少が著しいため、適正な教育環境の整備に努めていく必要がある。

また、学校施設の老朽化や、児童生徒数の減少による余裕教室の利用、統合により廃校となった跡地の有効利用を図っていくことが課題となっている。

表9-1 過疎地域の小学校の生徒数・クラスの状況（令和7年5月1日現在）

（太枠色付きは複式学級） 単位：人

地域	学校名	1年		2年		3年		4年		5年		6年		特別支援	
		児童	学級	児童	学級										
三光	真坂小	7	1	9	1	12	1	16	1	11	1	14	1	4	1
	山口小	19	1	25	1	31	1	30	1	33	1	30	1	4	1
	秣小	7	1	9	1	7	4	1	8	4	1	6	1		
	深水小	1	1	0	0	2	2	1	0	0	2	1	0	0	
本耶馬溪	樋田小	6	1	5	8	1	11	1	7	1	9	1	3	1	
	上津小	4	1	9	6	6	1	4	8	1	4	1			
耶馬溪	城井小	1	1	5	5	1	4	9	1	4	1	1	1		
	下郷小	7	1	5	5	1	4	4	1	6	1	1	1		
	津民小	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	
山国	三郷小	5	1	12	9	1	7	1	6	4	1	2	1		

表9-2 過疎地域の中学校の生徒数・クラスの状況（令和7年5月1日現在）

単位：人

学校名	1年		2年		3年		特別支援	
	生徒	実学級	生徒	実学級	生徒	実学級	生徒	実学級
三光中	57	2	49	2	49	2	3	1
本耶馬 溪中	16	1	11	1	16	1	1	1
耶馬溪 中	8	1	8	1	14	1	4	1
山国中	10	1	9	1	17	1	0	0

<その対策>

教育環境や学校施設等の整備に加え、スクールバスの運行による通学手段を確保し、教育機会の均等・学校における安全性の向上を図る。

さらに、学校、家庭、地域が目標を共有したコミュニティ・スクールを推進し、現代の複雑な教育課題への対応を図ることにより、子どもたちを見守り、健全な育成に努めていく。

児童生徒1人1台のタブレット端末を効果的に活用し、児童生徒の情報活用能力の育成を図るとともに、対面指導とオンラインのハイブリット化を推進する。また、ICT等を活用した学校間の連携を図り、多様な考えに触れる学びの場づくりを進めていく。さらに、「中津市学校施設長寿命化計画」に沿って、改修等を行う。

(2) 生涯学習とスポーツの振興

<現況と問題点>

国際化、高度情報化、少子高齢化など、社会情勢が大きく変化する中で、生活の質向上、生涯学習活動や地域課題解決への取組みなど、市民の学びに対するニーズは高まるとともに多様化している。今後の生涯学習の推進においては、市民誰もが、いつでも、どこでも学習ができる場や地域づくりへ参画する機会の創出など、生涯学習推進の基盤を整備することが重要な課題となっている。

また、人口減少と高齢化が進む中で、スポーツを楽しむ機会が減少している。今後、地域の人たちの健康増進を図るための対策が求められている。

<その対策>

住民の学びと交流の場、また地域づくりに参画できる環境を整えるため、地域拠点施設の整備を進める。また、地域のコミュニティ活動の促進により、地域に根ざした学習活動を推進するなかで、地域リーダーの養成に努める。

地域住民が主体となった活動を促進しながら、子どもから高齢者まで誰もが気軽に参加でき、楽しむことができる身近なスポーツの振興と普及を図り、子どもの体力づくり、高齢者の健康づくりに努める。

— 公共施設等総合管理計画との整合 —

○小学校・中学校

令和 2 年度に策定した「中津市学校施設長寿命化計画」に基づき、計画的に整備を進める。

予防保全として早期の長寿命化整備を実施するが、児童数の動向、安全性、建物の耐力度、国の制度や方針、学校運営、市の財政状況等を総合的に勘案して、計画の見直しも行う。

○教員住宅

利用状況等を勘案しながら、廃止を検討する。

○公民館

老朽化等により更新が必要になった場合は、「中津市地域防災計画」に沿いながら、防災機能の確保について十分に配慮するとともに、多世代交流の促進等の観点と施設総量圧縮観点から、他の公共施設との複合化を検討する。地区公民館は、地域の特性や近隣の類似機の集積等を勘案しながら、自治会等への譲渡等の取組みを検討する。

○給食調理場

令和 5 年度に策定した「中津市学校給食共同調理場整備基本構想・基本計画」に基づき、老朽化した 4 つの共同調理場（第一、三光、本耶馬溪、山国共同調理場）を 1 つの共同調理場へ集約すると共に、PFI 事業による建設及び運営を実施する。

○競技場・サッカー場

スポーツ振興や経済波及効果創出の観点に立ち、拠点となる施設は、財政負担を抑制しながら、各種大会の開催に必要な施設水準の確保に努める。

老朽化等により大規模修繕等が必要になった場合は、各施設の利用状況や競技人口、地理的状况等を勘案しながら、施設機能の必要性等を幅広く検討し、財政負担の抑制を徹底する。

○野球場

老朽化等により大規模修繕等が必要になった場合は、各施設の利用状況や競技人口、地理的状况等を勘案しながら、施設機能の必要性等を幅広く検討し、財政負担の抑制を徹底する。

○テニス場

民間による類似サービスが提供されていることから、老朽化等により大規模修繕等が必要になった場合は、施設総量圧縮の観点から、各施設の利用状況や競技人口、地理的状况等を勘案しながら、集約化を検討する。

利用を休止している施設は、危険度や財政状況を勘案しながら解体を行う。

○ゲートボール場

老朽化等により大規模修繕等が必要になった場合は、競技人口等も考慮しつつ、施設機能の必要性を検討した上で簡易的な施設に置き換えるなど、財政負担の抑制を徹底する。利用を休止している施設は、危険度や財政状況を勘案しながら、解体を行う。

○その他グラウンド等

老朽化等により大規模修繕等が必要になった場合は、各施設の利用状況や競技人口、地理的状況等を勘案しながら施設機能の必要性等を幅広く検討し、財政負担の抑制を徹底する。

○武道場

老朽化等により大規模修繕等が必要になった場合は、施設総量圧縮の観点から、各施設の利用状況や競技人口、地理的状況等を勘案しながら、集約化を検討する。

○体育館

老朽化等により大規模修繕等が必要になった場合は、施設総量圧縮の観点から、各施設の利用状況や競技人口、地理的状況等を勘案しながら、集約化や学校体育館との共用を検討する。

○プール

老朽化等により大規模修繕等が必要になった場合は、各施設の利用状況や競技人口、地理的状況等を勘案しながら、施設機能の必要性や他市施設の利用等も幅広く検討し、財政負担の抑制を徹底する。

○その他体育施設

老朽化等により大規模修繕等が必要になった場合は、各施設の利用状況や競技人口、地理的状況等を勘案しながら、施設機能の必要性や他の公共施設との複合化等を幅広く検討し、公共施設として更新する場合であっても、財政負担の抑制を徹底する。

上記の事業計画は「中津市公共施設管理プラン」の基本方針に基づき実施する。

10 集落の整備

過疎高齢化の進行により、大分県が定める高齢化集落（65歳以上の高齢者が50%を超えるもの）は、中津地域が17、三光地域2、本耶馬溪地域82、耶馬溪地域58、山国地域55、市全域では214、過疎地域では197であり、年々増加している。（令和7年4月1日現在）

過疎地域における現在の人口構成を見ると、高齢化集落は今後も増加していくと予測されるため、地域の生活を守る体制の強化を図りつつ、集落の再整備について検討を進めていく必要がある。

（1）集落の整備

〈現況と問題点〉

中山間地では過疎高齢化の進行により、65歳以上の高齢者が半数を超える「高齢化集落」は、過疎地域にある集落数279のうち、197、71%を占めている現状であり、今後も増加していくと予測される。

これらの高齢化集落では担い手不足が一層深刻化しており、集落内の共同作業や地域の祭りなど、生活や地域の活力維持に必要なコミュニティ活動の実施に大きな支障が出始めている。

〈その対策〉

各地域の実態を把握し、課題を掘り起こし、解決に向けた取組みをきめ細かく実施していくために、「地域おこし協力隊」や市独自の取組みである「田舎困りごとサポート事業」、大分県の「高齢化集落応援隊」等の事業を活用し、それぞれの地域の課題に応じた取組みに対する包括的な支援を引き続き行っていく。

— 公共施設等総合管理計画との整合 —

「中津市公共施設管理プラン」において、該当する施設はないが、「中津市公共施設管理プラン」の基本方針に基づき、施設の新設が必要な場合は、中長期的な目標数値の範囲内で費用対効果を考慮し、建設する。

11 地域文化の振興等

過疎地域においては、貴重な伝統芸能、歴史、文化が多く存在している。これらを後世に残していく活動やそのための環境を維持し、地域文化の保存・伝承に努めていく。

(1) 地域文化の振興等

<現況と問題点>

過疎地域においては、八面山、青の洞門、羅漢寺などにまつわる貴重な歴史文化や、桧原マツをはじめとする無形文化財、また生活から遊びに至るまでの多様な生活文化を有している。しかし、過疎地域における生活様式も、情報化の進展、価値観の多様化などにより変容しており、風俗、習慣、伝統技術などの地域文化が失われつつある。

また、少子高齢化により、地域で育まれた文化を理解し、継承していく後継者不足が課題となっている。

<その対策>

現在実施している保存活動や地域文化の情報発信を継続して行うとともに、地域文化を学ぶ機会の創出を促進することにより、地域の人たちが自分たちの地域の歴史、文化について理解と愛着を深め、それらを伝承することへつなげる。

また、貴重な文化資料や祭りや食などの無形文化財の記録化等適切に保存・保護し後世へ残していくため、引き続き支援を行う。

— 公共施設等総合管理計画との整合 —

○博物館・資料館等

老朽化等により大規模修繕等が必要になった場合は、施設機能の必要性や他の公共施設の活用等を幅広く検討し、公共施設として更新する場合であっても、財政負担の抑制を徹底する。

上記の事業計画は「中津市公共施設管理プラン」の基本方針に基づき実施する。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

本市では、「中津市環境基本計画」により「山・川・海の自然とともに人がいきいきと暮らすまち 中津」を環境スローガンに掲げ、人と自然が共存する「環境共生都市なかつ」の実現を目指しており、過疎地域の豊富な地域資源を有効に活用し、再生可能エネルギーの導入促進を図ることで、環境負荷の低減や環境の保全と経済及び社会の持続的発展を統合的に推進する。

(1) 再生可能エネルギーの利用の推進

〈現況と問題点〉

生活に必要な電気やガスの大部分は、石油等の化石燃料からもたらされており、これらのエネルギーを消費することで多くの二酸化炭素を排出している。国は、2050年までの脱炭素社会の実現を目指しており、本市においても「環境共生都市なかつ」の実現に向けて、令和5年6月にゼロカーボンシティの表明を行い、発電時や熱利用時に二酸化炭素をほとんど排出しない再生可能エネルギーの利用を進めるとともに、エネルギーをより効率的に使用し、二酸化炭素の排出量を抑制する必要がある。

過疎地域には、森林資源等のバイオマス、太陽光、水等の再生可能エネルギー源が豊富に存在しており、これらを地域資源として有効活用するなど、再生可能エネルギーの利用を促進する。また、これら再生可能エネルギーの利用促進を、関連産業の活性化、雇用の拡大など過疎地域の持続的発展に繋げることが重要である。一方で、再生可能エネルギー設備の設置にあたっては、災害の誘発や景観の悪化、生態系への影響などが懸念される場合もあり、自然環境や生活環境に配慮した適正な導入が求められている。

〈その対策〉

環境負荷低減のために、バイオマス、太陽光、水力等の地域資源について、自然環境の保全に十分配慮しながら、再生可能エネルギー源としての利用可能性の調査・検討を進め、「中津市環境基本計画」に基づき、市民・事業者・行政による再生可能エネルギーの利用及び省エネルギーを促し、二酸化炭素排出量の削減を図る。

— 公共施設等総合管理計画との整合 —

「中津市公共施設管理プラン」において、該当する施設はないが、「中津市公共施設管理プラン」の基本方針に基づき、施設の新設が必要な場合は、中長期的な目標数値の範囲内で費用対効果を考慮し、建設する。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

九州周防灘地域定住自立圏は、大分県中津市、宇佐市、豊後高田市、福岡県豊前市、築上町、上毛町、吉富町の7自治体で形成された圏域である。平成21年11月2日に定住自立圏形成協定を締結して以降、九州周防灘地域定住自立圏共生ビジョン（第1期：平成22年度～平成26年度、第2期：平成27年度～平成31年度、第3期：令和2年度～令和6年度、第4期：令和7年度～令和11年度、以下「共生ビジョン」という。）を策定し、協定及び共生ビジョンに基づいて様々な取組みを行ってきた。

日本全体が少子高齢化、人口減少に向かう中で、特に地方では都市圏への人口流出ともあいまって、人口減少の抑制が課題となっており、当圏域も例外ではない。人口減少抑制のためには地域に安定した経済と社会空間を創造していく必要があり、このため、圏域の資源を活用しつつ、それぞれの地域の実情に沿った施策を効果的に展開していく。

（1）九州周防灘地域定住自立圏の取組み

〈現況と問題点〉

九州周防灘地域定住自立圏は、北は日本三大干潟の一つ豊前海を有する「周防灘」に面し、南は「耶馬日田英彦山国定公園」を含む森林に囲まれた自然豊かなエリアであり、山国川をはじめとする多くの河川が山と海を繋いでいる。また圏域東部は、宇佐八幡の影響を受けた独特の山岳仏教文化である「六郷満山文化」ゆかりの史跡が多く、圏域西部は、求菩提山を中心とした「修験道文化」の影響を見ることができ、神楽や祇園など伝統的民俗芸能も多く伝わるなど、歴史的・文化的にも多くの資源を持っている。かつて藩政時代には圏域のほとんどが共通の領地に含まれていたこともあり、現在でも就業や就学、買い物などにおいて生活圏を共有しており、互いに結びつきが強い。

これら豊かな自然や文化を背景に、地方ならではの資源を活かした交流施設の整備やツーリズム運動等により、観光や交流といった視点での取組みが盛んに行われている。また、近年では、東九州自動車道など物流ネットワークの整備、自動車関連企業の集積が進み、「カーアイランド九州」の一翼を担うエリアとして、経済的にも高いポテンシャルを持った圏域といえる。

圏域の発展を促進する要素として第一に挙げられるのが、安全安心で健康的な生活環境である。特に医療については、地方の医師不足が大きな問題となっており、当圏域にとっても地域医療体制の維持・確保は重要な課題である。

第二の要素としては、雇用環境が挙げられる。特に20歳～30歳代の若年層の定住人口の確保については、雇用の確保と密接に関わるため、産業振興による安定した雇用の確保はもちろんのこと、教育や住環境などの条件整備を合わせて行うことで、人口の流出を防ぐことが必要となる。

第三の要素は、観光の振興である。地域で暮らす人（定住人口）だけでなく、観光や体験等で圏域を訪れる人（交流人口・関係人口）の拡大を図ることで、経済活動を含めた圏域の活性化を図ることが求められている。

第四の要素は、圏域を繋ぐネットワークの整備である。特に地方における広域道路網は、上記三要素を含む幅広いサービスに直結する重要なインフラであり、都市部と比較してまだまだ整備が遅れている状況にある。また高齢者など交通弱者が増加する中、自治体間をつなぐ交通網整備の需要も高まっている。

〈その対策〉

九州周防灘地域定住自立圏においては、小児救急医療体制の確保や勤労者福利厚生対策の充実、広域道路網の整備、広域観光ネットワークの形成などを進め、近年は圏域全体での人口の社会減が縮小傾向となるなど一定の効果が見られる。

具体的な取組みとして、小児科の休日夜間における救急医療体制を確保するため、小児救急センター運営に係る経費を圏域自治体で負担する。

また、圏域の中小企業の従業者に対する共済金の給付や余暇活動に対する助成を行うサービスセンターの運営を圏域で支援する。

圏域の交通ネットワークを活用した広域観光ネットワークを形成し、圏域の観光振興及び圏域内外の住民との交流を推進する。

人口減少を最小限に抑制し、地域に安定した経済と安心な暮らしを創造していくため、今後も圏域自治体が連携して共生ビジョンに基づき取組みを進める。

— 公共施設等総合管理計画との整合 —

「中津市公共施設管理プラン」において、該当する施設はないが、「中津市公共施設管理プラン」の基本方針に基づき、施設の新設が必要な場合は、中長期的な目標数値の範囲内で費用対効果を考慮し、建設する。

<事業計画 令和8年度～12年度>

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 移住・定住・ 地域間交流の促 進、人材育成	(2)地域間交流			
		コアやまくに整備改修事業	中津市	
		集会所等整備事業	中津市	
		真坂活性化センタートイレ改 修事業	中津市	
	(4)過疎地域持続的 発展特別事業			
	移住・定住			
		移住・定住支援事業	中津市	
		中津市地域おこし協力隊事業	中津市	
		高等学校通学費補助事業	中津市	
		空家等適正管理推進事業 (空き家バンク登録推進補 助)	中津市	
		空家等適正管理推進事業 (空き家改修事業補助)	中津市	
	地域間交流			
		地域間交流事業	中津市	
		中山間地域活性化支援事業	中津市	
	その他			
	地域振興対策事業	中津市		
	集落調査評価等支援委託業務	中津市		
3 産業の振興	(1)基盤整備			
	農業			
		小規模農地圃場整備事業	中津市	
		中津市渇水対策事業	中津市	
		県営農業水利施設保全合理化 事業(長寿命化(整備)・荒 瀬2期)	大分県	
		県営畑地帯総合整備事業	大分県	
		県営農業農村整備計画調査事 業	大分県	
	水産業			
		山国川内水面漁業振興事業	中津市	
	カワウ等被害対策事業	中津市		

(3)経営近代化施設			
農業			
集落営農経営発展支援事業	中津市		
活力あふれる園芸産地整備事業	中津市		
経営体育成支援事業	中津市		
家畜診療所獣医師診療機器導入	中津市		
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業	中津市		
施設整備事業	中津市		
酪農支援対策施設整備事業	中津市		
生産性向上対策事業（肉用・乳肉複合経営）	中津市		
新規担い手確保総合対策事業	中津市		
高能力雌牛保留促進対策事業（ゲノム検査）	中津市		
畜産経営体衛生管理体制強化事業	中津市		
更新促進対策事業	中津市		
増頭支援対策事業（優良母牛メニュー）	中津市		
増頭支援対策事業（新規担い手メニュー）	中津市		
肉用素牛導入事業	中津市		
乳用牛保留推進事業	中津市		
乳牛改良促進事業	中津市		
全国和牛能力共進会出品対象素牛導入事業	中津市		
堆肥センターやまくに整備事業	中津市		
(4)地場産業の振興			
流通販売施設			
耶馬トピア整備事業	中津市		
道の駅やまくに整備事業	中津市		
(5)企業誘致			
企業誘致事業（促進補助金）	中津市		
企業誘致事業（用地整備）	中津市		
(6)起業の促進			
創業促進事業	中津市		
(7)商業			

その他				
	買物支援事業	中津市		
(9)観光又はレクリエーション				
	三光観光地周辺総合整備改修事業	中津市		
	本耶馬溪観光地周辺総合整備改修事業	中津市		
	山国観光地周辺総合整備改修事業	中津市		
	耶馬溪アクアパーク船舶管理事業	中津市		
	耶馬溪サイクリングターミナル整備事業	中津市		
(10)過疎地域持続的発展特別事業				
第1次産業				
	農業振興事業	中津市		
	地域振興作物支援対策事業	中津市		
	畜産農家経営安定化事業（耕畜連携）	中津市		
	中山間地域等直接支払事業	中津市		
	環境保全型農業直接支払事業	中津市		
	有害鳥獣捕獲奨励事業	中津市		
	商工業・6次産業化			
		九州・中津ブランド推進事業	中津市	
		観光		
メイプル耶馬サイクリングロード活性化事業	中津市			
(11)その他				
	新規就農総合支援事業	中津市		
	地域農業経営サポート機構育成事業	中津市		
	市有林管理事業	中津市		
	有害鳥獣被害防止対策事業（国庫・集落施工）	中津市		
	林地等崩壊防止対策緊急事業	中津市		
	景観再生事業	中津市		
	県単補助治山事業	中津市		
	造林事業	中津市		
	有害鳥獣被害防止対策事業	中津市		

4 地域における情報化	(1)電気通信施設等情報化のための施設				
	有線テレビジョン放送施設				
	防災行政用無線施設	地域情報化推進事業 (有線テレビジョン放送施設分)	中津市		
	ブロードバンド施設	屋外防災放送設備改修事業	中津市		
		地域情報化推進事業 (ブロードバンド施設分)	中津市		
5 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道				
	道路				
	佐知臼木線道路改良事業 L=130m W=5.0(7.5)m	中津市			
	成恒西秣線道路改良事業 L=680m W=10.25m	中津市			
	市道宮ノ馬場町丈線道路改良舗装事業 L=500.0m W=9.0m	中津市			
	市道維持補修事業(三光地域)	中津市			
	上田口猪ノ川内線道路改良事業 L=80m W=6m	中津市			
	市道維持補修事業(本耶馬溪地域)	中津市			
	堤前鶴線道路改良事業 L=250.0m W=4.0m	中津市			
	向尾線視距改良事業 L=100.0m W=5.0m	中津市			
	川出原第2支線改良事業 L=65.0m U-300(側溝整備) 法面整備 A=328.0 m ²	中津市			
	前鶴貝返線改良事業 L=1,000.0m W=5.6m	中津市			
	水取床並線改良事業 L=1,000.0m W=6.0m	中津市			
	道路長寿命化修繕事業	中津市			
	折元線道路改良事業 L=400.0m W=4.0m	中津市			
水取折敷線改良事業 L=27.0m U-600(側溝整備)	中津市				

	松尾線改良事業 L=65.0m W=4.0m	中津市	
	長野線改良事業 L=120.0m W=5.0m	中津市	
	曾木多志田線改良事業 L=611.4m W=5.0m	中津市	
	市道宮園鎌城線道路改良舗装事業 L=275.0m W=5.0	中津市	
	市道柿坂大野線道路改良舗装事業 L=150.0m W=5.0m	中津市	
	市道維持補修事業（耶馬溪地域）	中津市	
	市道上ノ川内桧原線道路改良舗装事業 L=150.0m W=5.0m	中津市	
	市道杉畑上ノ畑線災害防除事業 L=100.0m	中津市	
	錦雲峽家籠線道路改良舗装事業 L=250.0m	中津市	
	市道市平線道路改良事業 L=150.0m	中津市	
	日の本鳥居瀬線道路改良事業 側溝整備 L=80.0m 舗装 A=40 m ²	中津市	
	倉谷線道路改良事業 L=30.0m×4箇所	中津市	
	倉谷フケ原線道路改良事業 A=393 m ² 、L=30m×4箇所	中津市	
	市道維持補修事業（山国地域）	中津市	
	平原樅木線道路改良事業 L=500m	中津市	
	大石峠線道路改良事業 L=70.0m	中津市	
	肥前屋線道路改良事業 L=15.0m	中津市	
	児童通学の安全確保に主眼を置いた道路整備事業（三光支所）	中津市	
	東線道路改良事業	中津市	
	酒井線道路改良事業	中津市	
橋りょう			
	橋梁長寿命化修繕事業 朝日ヶ丘線中津留橋 L=102.0m,W=9.4m ほかに	中津市	

(2)農道	大勢住宅線（大勢橋） 橋りょう整備事業 L=45.0m W=4.80m	中津市	
	犬王丸白地線（三泉橋） 橋りょう整備事業 L=24.0m W=6.10m	中津市	
	犬王丸白地線（肥前屋橋） 橋りょう整備事業 L=12.0m W=6.30m	中津市	
	宇曾堤線（群仙橋） 橋りょう整備事業 L=48.15m W=2.50m	中津市	
	市場成政線（朝陽吊橋） 橋りょう整備事業 L=42.0m W=3.2m	中津市	
	旧貝の木線貝の木橋撤去事業	中津市	
	農道トンネル非常用回線設備 更新（駄馬奥トンネル）	中津市	
	農道トンネル非常用回線設備 更新（深耶馬トンネル）	中津市	
	(3)林道		
林道維持修繕事業		中津市	
林道維持修繕事業		中津市	
林道整備事業（本耶馬溪）		中津市	
林道整備事業（ハシガ谷線）		中津市	
林道舗装事業（萩原杠葉線）		中津市	
林道維持事業（岳滅鬼線）		中津市	
市有林管理事業（本耶馬溪）		中津市	
市有林管理事業（耶馬溪）		中津市	
市有林管理事業（山国）	中津市		
(9)過疎地域持続的 発展特別事業			
公共交通			
	路線バス維持補助事業	中津市	
	公共交通運行事業	中津市	
(10)その他			
	トンネル長寿命化修繕事業 上ノ川内隧道 L=34.0m,W=3.6m 奥谷隧道 L=41.2m,W=4.0m ほか	中津市	
	交通安全施設事業（三光）	中津市	

		交通安全施設事業	中津市	
6 生活環境の整備	(1)水道施設			
	その他			
		飲料水供給施設整備事業	中津市	
	(2)下水道施設			
	公共下水道			
		生活排水処理率向上促進事業	中津市	
	農村集落排水施設			
		農業集落排水施設整備事業	中津市	
	その他			
		浄化槽設置整備事業	中津市	
	(3)廃棄物処理施設			
	ごみ処理施設			
		新ごみ処理施設整備事業	中津市	
	し尿処理施設			
		清掃センター長寿命化改修事業	中津市	
	(5)消防施設			
		消防施設整備事業	中津市	
	(6)公営住宅			
		市営住宅長寿命化改良事業	中津市	
		市営住宅整備事業	中津市	
	(7)過疎地域持続的 発展特別事業			
	危機施設撤去			
		公共施設解体事業	中津市	
	公共施設解体事業（市営住宅）	中津市		
防災・防犯				
	防災体制整備事業	中津市		
	防災設備整備事業	中津市		
その他				
	空家等適正管理推進事業 （危険空家等除却事業補助）	中津市		
(8)その他				
	急傾斜地崩壊対策事業	中津市		

		砂防流末整備事業（中摩上地区）	中津市		
		砂防流末整備事業（槻木地区）	中津市		
		砂防流末整備事業（宇曾地区）	中津市		
		砂防流末整備事業（島地区ポンプ設置）	中津市		
		公園整備事業	中津市		
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1)児童福祉施設				
	保育所				
		保育所整備事業	中津市		
	(4)介護老人保健施設				
		特別養護老人ホームやすらぎ荘施設改修整備事業	中津市		
	(8)過疎地域持続的発展特別事業				
	児童福祉				
		放課後見守り支援運営事業	中津市		
	高齢者・障がい者福祉				
		地域子育て支援拠点運営事業	中津市		
	認知症地域支援・ケア向上事業	中津市			
(9)その他					
	放課後児童クラブ移転整備事業	中津市			
8 医療の確保	(1)診療施設				
	診療所				
		診療所整備事業	中津市		
9 教育の振興	(1)学校教育関連施設				
	校舎				
		小中学校校舎改修事業	中津市		
	屋内運動場				
		小中学校屋内運動場改修事業	中津市		
	寄宿舎				
		耶馬溪校生徒寮整備事業	中津市		
	教職員住宅				
守実へき地教員住宅改修事業		中津市			

	給食施設			
		共同調理場設備改修事業	中津市	
	(3)集会施設、体育施設等			
	公民館			
		公民館改修事業	中津市	
	集会施設			
		下毛地区公民館管理事業	中津市	
		耶馬溪地区公民館空調設備更新事業	中津市	
		耶馬溪地域地区公民館 LED 化更新事業	中津市	
		深耶馬地区公民館整備事業	中津市	
		耶馬溪公民館整備事業費	中津市	
		城井地区公民館駐車場整備事業	中津市	
	体育施設			
		体育施設整備事業 三光総合運動公園多目的グラウンド照明設備改修工事	中津市	
		体育施設整備事業 三光総合運動公園テニスコート照明設備改修工事	中津市	
		体育施設管理事業 スポーツトラクター購入	中津市	
		体育施設管理事業 スポーツタイマー購入	中津市	
		体育施設整備事業	中津市	
	(4)過疎地域持続的発展特別事業			
	義務教育			
		スクールバス運行事業	中津市	
	生涯学習・スポーツ			
		生涯学習教室事業	中津市	
		学びの里なかつ推進事業	中津市	
10 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業			
	集落整備			
		田舎困りごとサポート事業費	中津市	

11 地域文化の振興等	(1)地域文化振興施設等			
	その他			
		耶馬三城等整備活用事業	中津市	
		日本遺産推進事業	中津市	
		耶馬溪風物館管理事業	中津市	
	無形民俗文化財保存会運営補助事業	中津市		
12 再生可能エネルギーの利用の推進	(2)過疎地域持続的発展特別事業			
	再生可能エネルギー利用			
		脱炭素社会推進事業	中津市	

< 事業計画 過疎地域持続的発展特別事業区分（令和8年度～12年度） >

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 移住・定住・ 地域間交流の 促進、人材育 成	(4)過疎地域持続的 発展特別事業			各事業につ いては事業 の効果が一 過性でなく将 来に及ぶも のである
	移住・定住			
		移住・定住支援事業	中津市	
		中津市地域おこし協力隊事業	中津市	
		高等学校通学費補助事業	中津市	
		空家等適正管理推進事業 (空き家バンク登録推進補助)	中津市	
		空家等適正管理推進事業 (空き家改修事業補助)	中津市	
	地域間交流			
		地域間交流事業	中津市	
		中山間地域活性化支援事業	中津市	
	その他			
		地域振興対策事業	中津市	
		集落調査評価等支援委託業務	中津市	
3 産業の振興	(10)過疎地域持続的 発展特別事業			各事業につ いては事業 の効果が一 過性でなく将 来に及ぶも のである
	第1次産業			
		農業振興事業	中津市	
		地域振興作物支援対策事業	中津市	
		畜産農家経営安定化事業(耕畜連携)	中津市	
		中山間地域等直接支払事業	中津市	
		環境保全型農業直接支払事業	中津市	
		有害鳥獣捕獲奨励事業	中津市	
	商工業・6次産業化			
		九州・中津ブランド推進事業	中津市	
	観光			
		メイプル耶馬サイクリングロード活性化事業	中津市	
5 交通施設の 整備、交通手 段の確保	(9)過疎地域持続的 発展特別事業			各事業につ いては事業 の効果が一 過性でなく将 来に及ぶも のである
	公共交通			
		路線バス維持補助事業	中津市	
		公共交通運行事業	中津市	
6 生活環境の 整備	(7)過疎地域持続的 発展特別事業			各事業につ いては事業 の効果が一 過性でなく将 来に及ぶも のである
	危機施設撤去			
		公共施設解体事業	中津市	
		公共施設解体事業(市営住宅)	中津市	
	防災・防犯			
		防災体制整備事業	中津市	
	防災設備整備事業	中津市		

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 子育て環境 の確保、高齢 者等の保健及 び福祉の向上 及び増進	(8)過疎地域持続的発 展特別事業			各事業につ いては事業 の効果が一 過性でなく将 来に及ぶも のである
	児童福祉			
	高齢者・障がい者福祉	放課後見守り支援運営事業	中津市	
		地域子育て支援拠点運営事業	中津市	
		認知症地域支援・ケア向上事業	中津市	
	(9)その他			
放課後児童クラブ移転整備事業	中津市			
9 教育の振興	(4)過疎地域持続的発 展特別事業			各事業につ いては事業 の効果が一 過性でなく将 来に及ぶも のである
	義務教育			
	生涯学習・スポーツ	スクールバス運行事業	中津市	
		生涯学習教室事業	中津市	
		学びの里なかつ推進事業	中津市	
10 集落の整備	(2)過疎地域持続的発 展特別事業			各事業につ いては事業 の効果が一 過性でなく将 来に及ぶも のである
	集落整備			
	田舎困りごとサポート事業費	中津市		
12 再生可能エ ネルギーの利 用の推進	(2)過疎地域持続的発 展特別事業			各事業につ いては事業 の効果が一 過性でなく将 来に及ぶも のである
	再生可能エネルギー利用		中津市	
		脱炭素社会推進事業		